

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（2）（27.3定）			
日 時	平成27年 9月10日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時30分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、佐々木副委員長、中村（岩雄）・松田・斉藤・ 中村（吉宏）・小貫・山田・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました新谷です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には佐々木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、小貫委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○山田委員

それでは、代表質問で質問した中から、市長にお聞きしてまいります。

今回、代表質問で、市長の政治姿勢、また、市政に求められる理念など、さまざまな分野について市長に聞いてまいりました。その中で、答弁が質問の趣旨と異なる部分があるので、その部分を中心に何点か聞いてまいりたいと思います。

◎市長に求められる資質及び市政に対する基本理念について

今回、市長に求められる資質の部分からは、市議会議員と市長に求められる資質、能力、見識、このような枕言葉を代表質問で質問いたしましたが、市長の立場としての資質、能力、見識を聞いているわけですので、まず市長の立場での資質、能力、見識、このことについてお聞きしたいと思います。

○市長

市長の資質、能力、見識についてのお話だったかと思います。代表質問での答弁でも話をさせていただきましたけれども、やはり市民の皆様が目線で立つことが一番の部分だと私自身は感じております。地域に出向いて地域の課題を知り、地域の皆様からさまざまな御意見をいただいて、その地域の皆様にとって住んでいてよかったと言ってもらえるように感じていただける市政運営をしっかりと行っていくこと、これが市長にとって求められている大きな資質の部分ではないかと思っております。それについては、行政運営でという部分では市長でありますけれども、例えばそれが市議会議員だったり、職員にとってもそうですけれども、また、政治家にとっても大切な部分ではないかと思っております。

○山田委員

確かに今、市長からあらあら、市民の目線でというお話がありました。これは、私的には市議会議員の立場であれば、それは十分理解される部分だと思います。ただ、市長のお立場でのそういう発言については、二元代表制のこの中で、市長と市議会議員の役割の分け目的には、市議会議員が地域でそのような情報収集、また、意見を聞いて市政に反映し、今、市長があらあら言ったことも間違いではありません。ただ、それが優先順位の1番に来るものではないと私は考えます。この点について、市議会議員と市長とどう違うのか、市長の見識をお聞かせください。

○市長

今おっしゃった優先順位やそのほかの部分において、山田委員の中では何か幾つかあるのかと思いますけれども、私は市長としてもそこは答弁させていただきましたが、やはり一番大事なところだと思っております。当然に、市

内は広いですから、一人だけで全てを見られるわけではないという部分もあるかもしれませんが、その広い中でも、やはり小樽市全体を行政として行政サービスも含めて地域とのかかわりを持って取り組むわけですから、でき得る限りその地域に出向き、皆様の御意見や又は叱咤激励等をいただいて、それを行政の中で反映をしていくこと、これが市長として大変重要な部分ではないかと思っております。

○山田委員

確かにすばらしい考えだと私は思います。ただ、市長という立場の人間は一人です。今、言われたように小樽は東から西にかけて三十何キロメートルあるわけです。地域的にもエリア的にも広い、そういう中で市長は、できる限り出向いてと言いますが、おのずと限界があると思います。この限界を補佐する職員もいらっしゃいます。また、ここにいる各会派の議員も地域に散らばっております。そういう力を結集してこそ、今、市長がおっしゃる市民の幸せを追求できるのではないかと思います。その点で市長の優先順位、自分が出向くのではなく人を動かす、その点について考えをお示してください。

○市長

おっしゃるように私は、今この小樽市役所という組織のトップでありますから、今話したような、職員に対しても、地域においてもっとかかわっていただきながら、市民の思いを、また、市民の視点で立つ市政運営をしたいということで話をさせていただいているところですが、その取組に向けて行政のトップとしてしっかりリーダーシップを発揮し、その方向性に向けて取り組んでいくこと、これも市長の資質として大変重要なところだというふうに思います。

○山田委員

市長は、本会議の中でも今回 3 万 8,000 票余りの投票による負託を受けており、市長に対するそういう意見に対して、いろいろと御意見もおありだと思います。

ただ、もう市長になられたわけです。市長もおっしゃったように 12 万人の小樽市民のトップであります。よくも悪くも市長に投票した以外の方も全て市民です。そういう方々のトップに立つのが市長です。そういう意味で、本会議であるよう答弁をなさるとは、実際に負託を受けて、そのように発言する市長に対して各会派からは、市長を批判するようなお話があったと思います。

(「どの答弁ですか」と呼ぶ者あり)

本会議で……

(「発言」と呼ぶ者あり)

(「どの発言」と呼ぶ者あり)

発言、発言。

○委員長

具体的に。

○山田委員

具体的にと言われると私も困るのですが、私的にはそのような発言があったと思っております。

ただ、市長の立場で、今こういう立場になった以上は、全市民を市長が幸せにする責任があります。そういった責任についてどう思われるのでしょうか。

○市長

その責任については、おっしゃるとおりだと思います。

○山田委員

それであれば、そういう御発言はなかったのではないかと私は思っております。

次に、市長職を行うための資質をどのように研さんし培ったのか、資質からの 4 番目の質問でございます。その

研さんし培った部分では、市長は、どのような研さんをされたのか、言える部分ありましたらお聞かせください。

○市長

私なりにではありますけれども、今話したことが大切だと思っておりますので、街頭活動等の話も、よく皆様からお話を受けますけれども、そのような活動を含めて、さまざまな地域でたくさんの方々とは意見を交わし、また、地域における現状や課題、問題点等をこれまでの期間、私なりに目の当たりにし、それを積み重ねてこのお役目についていると私自身は思っておりますので、それをやり続けてきたことが、いわゆる研さんであり培ってきたことであると思っております。

○山田委員

市長からは、そういう過程で研さんし培ってきたというお答えです。

それでは、市長の市政に対する基本理念について、今後、もう残り 3 年 8 か月ですか、まちづくりに対して市長は、元気なまち小樽を取り戻し、小樽の再生を果たすと言っておられます。この元気なまち小樽を取り戻すの元気なまちとはどういう状態だったのか、そしてこの小樽の再生を果たすとはどういう意味なのか、その点について、できれば例を挙げて説明してください。

○市長

今の山田委員の御質問に対する答弁の例に当てはまるかどうかわかりませんが、さまざまな方と話す中で、小樽からしばらく、それこそ何十年と離れていて戻られた方々とお会いする機会が何度かありました。その方々が共通して話されるのが、そのころの小樽は本当に活気があったのに、なぜこのような状態になったのだろうと。公園とかでたくさんの子供たちが遊んでいたのに、なぜ今この公園には誰もいないのかと。

また、商店街の空き店舗の状態等も見られての話だったのかとは思いますが、実際にそのころにあった活気が今、失われているというような話をその方々から受け、やはり当時、小樽の活気があった時期というのは、昔はもっとあったということもあるでしょうし、斜陽都市と言われた時期もありますから、どの部分という表現ができるわけではありませんが、実際にそのようにおっしゃっている方がいらっしゃるということは、やはりそのときにおける活気を現在失っているのだということは事実ではないかと感じております。ですから、今、住まわれている方々はもちろんですが、小樽に舞い戻られたり、触れられたりした方々に、まちに活気が高まってきているとか、元気だね、このまちはと、さまざまなことを言っていただけるようにしていくことを、いわゆる「小樽の再生」「元気なまちを取り戻す」という言葉として伝えさせていただいているところでございます。

○山田委員

時代は変わるといいますが、なかなか小樽の再生は、形は変わると私は思っております。

次に、「住みよいまち小樽」「人にやさしいまち小樽」と述べられていますが、中松前市長の認識と重なる部分、理念とはどういう理念なのかお答えください。

○市長

答弁の中で、中松前市長との認識の部分で重なる部分があると思えますという話をさせていただいているところですが、これも答弁させていただきましたが、やはりこのまちには歴史もあり、今まで先人の皆様が築き上げてきた誇るべき歴史や伝統、さらには他の地域にはない、それこそ隣接している札幌市などにもないようなすばらしい地域特性だったり資源、そういうものがたくさんあると思っております。それを生かして、このまちを再生していこうという思いに関しては、中松前市長も同じ思いだったのではないかと思っております。

○山田委員

あらあら中松前市長の認識と重なる部分、市長は、この小樽というまちを長年離れていた人から聞いたといいますが、私も何か月はいませんが、実際問題こういう商業都市、斜陽になって、そういうあきんどのみちでありました。一部、株式会社ミツウマ、第一ゴム株式会社など工業生産された部分もありますが、その中でい

ろいろと流通業、卸売業がありました。たぶんそういった部分を市長は言っているのだと思いますが、やはりもう少し市長としては、そういう歴史認識を新たに自分の中に取り込んでいただいて言われたほうが私は説得力があると思います。これは質問ではありません。

次に、市長の市政に対する基本理念について。基本方針、工程表、体系的に具体的にお示しくださいと申しましたが、なかなか具体的なお話がありませんでした。参考として、米沢市、国分寺市のような例を同様にお願いしますと聞いたのですが、できましたらもう少し、こういう例を出しているのでありますから、そういう体系的なものが小樽とどう違うのか、どう同じなのか、そういうこともつけ加えて説明していただけるのでしょうか。

○市長

先日の代表質問における私の答弁においては、公約等にのっとって話をさせていただいたところでございます。

御指摘いただいていた米沢市、国分寺市の資料等もお話を受けて改めて確認させていただき、そのような取り上げ方というか、それに対しての段取りまではまだ確認できておりませんが、行ってきている方法においては学ぶべき部分があるのではないかと考えております。

現在、私自身は、そこまでには至っていない、その表現の仕方ですね。御指摘いただいたまち等を研究させていただき、ぜひ来年度に向けて、それを皆様により体系的又は具体的にお示しできるように、しっかり調整し、取り組んでまいりたいと思っております。

○山田委員

◎第 2 回定例会の総括について

それでは、質問を変えます。

市長の市政に対する基本理念から、第 2 回定例会は提出議案の否決、議会の空転、会期の延長など総括をお聞きいたしました。私的には総括になっていないと思います。改めて第 2 回定例会の総括をお聞きします。

○市長

第 2 回定例会においては、私自身ふなれな部分もあり、皆様に対してさまざまな御迷惑をおかけした部分もあったかと思えます。そして、答弁漏れ等もありまして、そのような部分においても考えていかなければならない、そうならないようにしっかりと取り組んでいかなければならないと感じていたところでございます。

これからも議会において、私自身しっかりとした議論、そして答弁ができるように、このような答弁の訂正だったり答弁漏れなどがないようにしっかりと努力してまいりたい、このように私なりに感じているところでございます。

○山田委員

大変いい総括です。

◎都市経営・自治体経営の認識について

都市経営・自治体経営の認識について釧路市長が語る信念に中松前市長も同じ見解だということに対して森井市長も大いに共感できるとしてはいますが、このことについてどういう理由なのか、その点を聞かせてください。

○市長

釧路市のお話につきましても改めていただきまして、資料等を確認させていただきました。

また、御本人にも連絡をとって、この思いについてお話を聞かせていただいたところでございます。

経営について話をしていたと言われましたので、少し聞いた話をさせていただきますと、企業を経営している友人たちから、首長は 4 年間という一つの期限があるけれども、4 年間という猶予があるとされたそうです。企業とは、常に 1 年先、2 年先、見えない。もう時には 1 か月後には成果を出さなければならない、それぐらいのスピード感を持ってやっていかなければならないことで、4 年間という期間があるのはうらやましいと言われたことがあったそうです。そのような話を聞き首長についたときに、やはりそのスピード感、また、その企業と同じようにしっかりと目の前にある課題を乗り越えて、最高経営責任者という表現の下で、そういう意識を皆様に、職員も含

めて根づかせたいということから表現されたと聞いております。そして、そのような中で企業経営と自治体経営の中で大きく重なる部分が、先ほどお話しさせていただいたような地域における特性、例えば釧路でも豊かな自然という話をされておりました。さらには、すぐれた人材、そして、それとともに地域において蓄積されてきている技術であったりノウハウを最大限生かすことが、いわゆる経営のベースではないかと。これは企業においても自治体においても重なるところだろうというふうに話を受けたところでございます。

私自身も先ほど話させていただいたように、小樽においても先人が築き上げられた歴史であったり、また、小樽の特性、特有の自然環境、また、その他さまざまな文化、そしてこのまちで住む人々はもちろんですけれども、職員やこのまちに住んでいる人がしっかり生きていくように私としても行政のトップとして取り組んでまいらなければならぬという部分においては大変共感できる部分だと思っております。

○山田委員

この中では都市経営・自治体経営の認識について、森井市長が今回行った人事異動の件では、昇任数や可否の判断を適切に行ったということではございますが、我々の認識ではこのような人事には異常と思うしかありません。そのことについて改めてお聞きいたします。

○市長

異常ということですか。

(「異常です」と呼ぶ者あり)

異常か異常ではないかということをお答えしたらよろしいということですか。

あまり具体的な例を言うべき場ではないのかもしれませんが、山田委員が求められているのかもしれないので。

私自身、適材適所という話をさせていただいておりましたけれども、たまたま先ほど教育長と話す時間がありまして、そのときに教育部長の話させていただいたところだったのです。済みません、具体的な名前を出して。教育部長は、教育委員会とのかかわりは、今までの略歴ではなかったのですが、私自身、皆様に公約等でも取り上げさせていただいておりますが、子供たちのために、さらには教育力の向上に向けてしっかり力を注いでまいりたいと。そのような中で教育委員会がより光るには、この庁内におけるさまざまな部署における状況であったり、そのことのやりとりができる方が教育部長として核になり、そして教育長又は教育委員会が進めようとされている教育の推進に向けて力を注げることができるだろう人材として私なりに教育部長を配置させていただいたところでございますが、話の中で教育長からは、現在、それが教育委員会における最大の武器だと言っておられました。

私としては、今までの議会議論の中でも皆様からさまざまな御心配をいただき、また、不安等があるのではないかと、今のような異常という言葉も受けているところでございますけれども、おっしゃるように人事異動そのものは、改めて大変難しいことだということを実感しております。今までも常々毎年、人事異動等ありますけれども、やはり職員の方々が100パーセント満足できるかどうかということ、必ずしもそうはなり得ないものだと、これは市役所に限らず、さまざまな企業等における人事に携わっている方々も皆さん、一緒に話されます。そういう意味では、今回においても100パーセントではないかもしれませんが、来年度より人事評価も始動しようとしております。また、私自身も今後において、この市役所内で働いている職員の方々のところへより出向いて、一人一人の取組であったり考え方であったり又は能力であったり、そのようなものを自分でも感じられるようにしっかり歩みながら、今後において少しでもそのように言われることのないような、また、職員の皆様が能力の発揮できるような人事に対して来年度以降に向けて頑張りたいと思っております。

○山田委員

今の人事について1点だけ、本当にすばらしい人材を得た教育長の安堵感が見られますが、教育長とは、こういうすばらしい人材をいただいてよかった、若しくはそういうような人材をそちらに送るので頑張っていたきたい

というような話は以前からあったのでしょうか。

例として教育部長のお話をされました。教育部長には話されていないかもしれませんが、教育長には、今のすごくいい話を以前からされて人事異動をされたのでしょうか。

○市長

あくまで教育部長でというお話のことですか。教育長に対し、事前に話をしたかどうかということ聞かれているのですか。

(「そういう市長の思いをぶつけたのでしょうか」と呼ぶ者あり)

そのことを事前に話したかどうかということですか、しておりません。

○山田委員

できれば、今話をさせていただくと、部長もすんなり受けたかなと。私の感想です。

最後の質問です。

今回、市長公約で、教育改革ということで、新・市民プール建設について森井市長は、公約の中でも小樽公園を念頭に置きつつもプールの建設について記載されておりました。私も本当に、小樽公園にプールということについては、予算が許せば賛成いたします。

ただ、今回の所信表明では、建設場所を明示せずにプール建設の考えを示したわけですが、現在、建設場所を示さずにこういう考えを示したことに対しては、私は違和感を覚えるわけです。そのことについて、市長のお考えを、どうしてこのように建設場所も明示せずに考え方を示したのかお聞かせください。

○市長

プールについての御質問だったかと思います。私自身、公約の中で、小樽運動公園としてプールも含めて建設をしたいということで話をさせていただいたところでございます。

第 2 回定例会において陳情が提出されました。プールの建設に対しての陳情だったかと思います。その中で、議会として、プール建設に対して陳情を採択され、推進すべきだということでそれを受けたと思っております。

私自身、そのような公約を掲げさせていただきましても、やはり議会における判断というのは大変重いものだと思っておりますし、また、陳情を出された方々が一日でも早くプールを建設してほしいという思いがあって出されたのだと思っております。そういう意味でも運動公園でつくるといことになりますと、もうしばらく時間がかかる可能性があるかと私自身認識しながら公約に入れさせていただきましても、少しでも早くとなれば、その地域も含めてではあります、より広範囲の中で場所等を調査しながら、その適地を探す努力はすべきではないかということもあまして明示しなかったということでございます。

○山田委員

確認です。

プール建設の推進という考えはわかりました。ということは、小樽公園は外れるということよろしいですね。

○市長

今、答弁させていただいた中で、含めてと話をさせていただきました。もちろんそれよりも早く適地が決まった場合にはそちらが優先される可能性はあると思っておりますけれども、それについてもこれから、いわゆる調査が今、始まった段階でありますから、それを鑑みながら判断してまいりたいと思っております。

○山田委員

本当に建設はありがたいと思います。

ただ、前回……

(「陳情に賛成しているのに」と呼ぶ者あり)

小樽公園については記載されていたわけですが、これは撤回ということよろしいですね、再度お聞きします。

(「撤回じゃない」と呼ぶ者あり)

○市長

現段階では撤回しておりません。ただ、将来的に適地が見つかったときに、現在、小樽公園と呼ばれている場所とは違う場所になり得ることはありますから、そのときには今後における小樽公園の考え方において、皆様にもう一回改めて提示をしなければならないとは思っております。

○山田委員

ぜひ、再考する場合は、議会に丁寧に説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎潮まつり50周年に向けて

まず、潮まつり50周年に向けての件で、昨日、一般質問で私が質問をさせていただいた際、教育長から御答弁をいただきました。この件に関しまして、全学校が参加できるように鋭意取り組んでいただけるということですが、それに向けまして一歩進めたいのが、学校でいろいろ児童・生徒が活動される際、あるいはPTAの方、地域の方が動く際に、どうしてもいろいろな予算を必要とする場面が出てくると思うのですが、こういった予算をつけていただくようなことに関して、昨日の今日で時間的にも間がないですけれども、何かそういう動きをしていただきたいと思いますが、この点について御見解いただければと思います。

○（教育）指導室主幹

ただいまの御質問についてでございますが、教育委員会では今年度、ふるさと教育推進事業として、ふるさと小樽についての理解を一層深め、郷土に対する愛着や地域社会に貢献する実践的な力を育むことを目的に、各学校で潮音頭の振りつけを学ぶ機会を設けるとともに、潮ねりこみへの参加を促進してまいりました。潮音頭の振りつけを学ぶ費用については、潮まつり実行委員会に御協力をいただきました。潮ねりこみにつきましては、個人や企業、町会、学校などさまざまな団体が自主的に参加するものであり、例えば学校行事のような校務として参加するのはなじまないものと考えております。教育委員会としましては、学校行事としてではなく、社会貢献事業の一環として今後も潮ねりこみへの参加を促すことが大切であると考えておりますので、潮まつり本来の趣旨を鑑みますと、予算づけをして費用を補助するというよりも、それぞれの団体が工夫して参加することが望ましいと考えております。

○中村（吉宏）委員

教育委員会の立場もよく理解できますし、確かに強制して学校行事として児童・生徒の皆さんを強制参加させる性質のものではないことも重々承知しております。ただ、地域を絡めたりですとかそうした場合に、少々細かい話になりますけれども、例えば児童・生徒の皆さんが、一定の地域から中心部に移動する際の費用ですとか、熱中症対策で飲物をやはり提供しなければならないですなど、そういった形の支出も予想されると思うので、そういった部分について全体として取り組んでいくのであれば、そういった部分の予算等の配慮があってもよろしいのではないかと考えての質問なのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

参加につきましては、単独で出ている学校、PTAが主体となるところ、それから地域の町会と一緒に出ている学校、さまざまな参加形態がございまして、恐らくそれぞれのところにかかる費用については、それぞれ負担されているかと思えます。それで、学校だけに予算を持って出るという性格のものでもないと思えますので、来年は何らかの形で全ての学校が参加するために各学校が社会に貢献するという気持ちを助成することが大切であるというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

地域の方々が活動をしていく際の何らかの助成をということですが、潮まつり実行委員会も50周年、来年に向けての動きはまだこれからだと伺っております。一つ、来年が50周年ということで大きな節目を迎えることが一つポイント。そのほかに教育振興、それから地域振興、ましてこの50周年というものを契機に小樽のまち全体の振興にもつながっていく事業だと思いますので、今、教育委員会の答弁に注視しましたけれども、市全体としてこのイベントを盛り上げて捉えていただきたい、その上で予算等の配慮をいただきたいということなのですが、この点を含めて答弁いただければと思います。

○（教育）指導室長

50周年に向けて、子供たちも含めて多くの梯団が参加してほしいと、これは教育委員会も心から願っているところでございます。今年は、それに向けていろいろな活動を潮まつり実行委員会の方々からの協力を得ながら進めてきたところでございます。

教育委員会といたしましては、やはり子供たちに社会に貢献する喜びとといいますか、それからボランティア活動をして、無償でも社会貢献することの喜びなど、そういうものを体感してほしいと、そういう願いを持って、このふるさと教育推進事業を進めてきたところでございます。

それから、潮まつりにはいろいろたくさんの梯団が出てございます。その梯団との統一が、学校だけお金をもらって参加するということが果たしてどうなのかということも鑑みまして、今、主幹が述べたような形で、予算ではなくて、教育委員会としては、そういうことに参加する心を育てたいと、そういうことを重んじながら進めてまいりたいと思います。

しかしながら、今、応援していただきます多くの学校の梯団に参加してほしいというのは、本当に私たちの願いでもございます。今年、初めて参加した学校もございます。その学校もやはり何らかの苦労をしながら参加したその経過だとかノウハウだとか、そういうものを校長会等で交流していきながら、何とか多くの梯団がスムーズに、また、工夫しながらでも参加できるように努めてまいりたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

確かに理念はよく理解できております。ただ、やはり細かい部分ですけれども、理念だけで進められないものも出てくると思います。そこを市として応援していくことが必要なのではないか、これは全職員の皆さんに訴えたいのですけれども、そういったおつもりがあるのかどうか、この点を伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

市としても潮まつり50周年を応援していきたいという話ですが、小・中学生を含めて子供たちが参加する一大イベントですので、財源的には限りがあるためなかなかいい返事はできませんけれども、実行委員会等とも相談しながらいろいろ工夫はしていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

ただし、実行委員会も大変な苦労をされています。もう資金集めから、風が吹いて雨が降ればテントを支えてけがもしてという大変な、民間の方はボランティアでやっていらっしゃると思いますので、そういったところの負担も考えて配慮していただければと思います。今後、この件は、また詰めさせていただきます。

◎歴史的建造物について

質問が変わりますけれども、歴史的建造物に関する質問ですが、歴史的建造物で空き家になっている部分を実際に利活用したいという希望の方に対しては、何かしらの対応をしていただいているということですが、私は少し不足があるのではないかと思います。その一つが情報が不足しているところですが、現在、歴史的建造物で空き家になっているところ、所有者がいるが利用されていないところが何件あるのかお答えください。

○(建設)まちづくり推進課長

小樽市の指定歴史的建造物は、今、75件ございますけれども、現在、使われていないものとして、まちづくり推進課が把握しているものは4件でございます。

○中村(吉宏)委員

先日も1件、レストランとしての利用が見られたところですが、ここ1年間で、今あいているもののうち使いたいという問い合わせが来た件数というのは把握されていますでしょうか。

○(建設)まちづくり推進課長

市として、利用希望者数につきましては把握してございません。

○中村(吉宏)委員

私のもとに利用したいのだけれどもという相談が来ております。その際に1回まちづくり推進課にお伺いしましたが、例えば不動産に関連する情報というのはいただけていないのですが、そのあたりは管理されていच्छらないのでしょうか。

○(建設)まちづくり推進課長

建物の利活用につきましては、基本的に所有者が決定するというようになっておりまして、不動産情報につきましても、個人情報の一つであるということで、詳しい情報、所有者情報等は窓口ではお知らせしていないということでございます。

○中村(吉宏)委員

例えば、所有者情報等ですけれども、私も一度伺って所有者の確認をさせていただきましたが、同じように個人情報であるということで伺えない場面がございました。私が2件調べたところ、所有者が法人であるところがございまして、果たしてこれが個人情報なのかということに疑問を持っているのですが、何か一律で情報を出さないというような運びにも見えるのですが、この点はいかがでしょう。

○(建設)まちづくり推進課長

所有者情報につきましては、登記簿等で確認することもできますし、本会議の答弁でも市長がおっしゃいましたが、どのように利用したいのだという希望を我々に言うていただければ、所有者の方に我々が連絡して取り次ぐことができますので、所有者の方から了解が得られたということであればお知らせすることは可能でございます。

○中村(吉宏)委員

今、個人情報ではないものについて開示はできないのかという旨の質問をしました。個人情報というのは、個人情報保護法で定義がありますけれども、法人はこの中に当てはまらないと思います。聞きに来た方も暇な方ばかりではないので、こういった情報も含めてお伝えいただければ、市民の方々がより円滑な活動をできると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○(建設)まちづくり推進課長

個人情報と言いましたけれども、所有者情報というのでしょうか、連絡先とかそういうものまでお知らせすることは所有者の方に了解いただけていない部分もありますので、そういう部分についてはお知らせできない部分もあるということでございます。一般的に公表されている部分については、もちろん窓口でもお知らせすることはしております。

○中村(吉宏)委員

それでは、この4件については、いずれも非公表の希望であるということで間違いはないでしょうか。

○(建設)まちづくり推進課長

4件のうち明らかに皆さんが知っているものもございますので、これについては個人情報でない部分も含まれておりますし、ない物件もあります。

○中村（吉宏）委員

皆さんが知っているか、知っていないかという区分が開示をするかしないかという基準になるということでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

個人情報保護条例等ございますけれども、そこに抵触するものについてはお知らせできないということでございます。

○中村（吉宏）委員

今、法人の所有者の話をしているので、また個人情報保護の条例ですとか法令の話をしていても困るのですが、市長は開かれたといいますか、情報をなるべくオープンにということでは話をしていますが、そういったところを含めて、歴史的建造物という位置づけと一般の住宅建築物とのまた違いがあると思うのです、注目度も高いと思います。そういうことも含めて情報開示の対象にしていこう、あるいはそういう相談を所有者の方に持ちかけたりですとか、そういった積極的な動きというのは行われていないのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほども申しましたけれども、窓口で情報を教えてほしいということであれば、詳しい、どういうために使うのかということをお知らせいただければ、所有者の方との取次ぎは行っておりますので、そういう形での問い合わせには答えることは可能かと思えます。

○中村（吉宏）委員

何か詳しい連絡先を教えてほしいとかではなく、まだ漠然と利用を考えている方たちもいらっしゃるのです。いろいろな方がいらっしゃるのです、そういった方にもしっかりと耳を傾けていただきながら情報の開示をいただければと思うのですけれども、その辺もう一度しっかりと答弁いただけますでしょうか。

○建設部長

今の情報の取扱いでございますけれども、私どもで判断しておりますのは、個人ですとか法人であるからいいということではなくて、企業であっても個人情報という概念には該当すると思っております。そういう部分もあると思っております。

それから、有名である有名でない、皆さんが御存じか御存じないかといったことではなく、あくまでも市の条例の個人情報等に該当するものについては、私どもとしては所有者に連絡をとり一般的には公表しないという中で、ただ、来られた方の便宜もあるでしょうから、私どもは所有者と連絡をとり了解が得られれば連絡の中継ぎはしますということで答弁しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、個人情報であるか個人情報でないか、法人か個人かというところで差別はしないということだったのですが、この考え方自体が、私が実際伺ったときにも個人情報だから教えられないという回答を窓口からいただきました。個人情報であれば確かに開示は難しいと思うのですが、法人はある程度自分たちの所有物件ですとか、そういったものを開示しているところもあります。これはデータとして全く性質も違いますし、あえてクローズにしておく性質のものではないと思うのです。法務局に行けば450円払いますとずっと出してくれる情報ですが、これが一定の利用目的を検討している段階で、市役所に来て教えてもらえない、そういうことなののでしょうか、この辺にはどうしても違和感を覚えるので、すっきりする説明をいただきたいと思えます。

○（建設）まちづくり推進課長

調べる方法としては法務局に行けば調べられるわけですから、これは情報としては法務局で確認できる部分もあると思えます。

所有者というのは頻繁に変わる場合もあります。我々の課は変わったときの情報までは一々把握しておりません

ので、間違った情報を教えるわけにもいかないということもありますので、やはり一番正確な情報を得るためには法務局に行って確認していただくということが大事だというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

情報が正確であるかないか、確かにそこも重要な部分だとは思いますが、そもそも情報を求めてきた方に、現時点で持っている情報はこうですという開示をすることのほうが親切なのではないでしょうか、あまりにも不親切な対応のように感じますけれども、いかがでしょう。

○（建設）まちづくり推進課長

全く我々が対応していないということではなくて、開示できる情報については、今までも開示しております。ですから、所有者等の了解が得られた部分あるいは一般的に公開されている情報等については公開しているところがあります。

ただ、できないものにつきましては、所有者の了解を得た上でできるものは公開するというところでございます。

○中村（吉宏）委員

所有者の同意を得るというところもよくわかります。しかし、所有者も歴史的建造物を所有している以上は、そういう部分もしっかりと市にお伝えいただくといいますか、市で確認する必要もあるのではないのでしょうか。利用したいという問い合わせが来るのが明らかなわけですから、そういう部分も含めて一回一回確認をするというのもおかしい話だと思うのですけれども、いかがでしょう。

○（建設）まちづくり推進課長

企業が所有されている場合などにつきましては、財産でございますから、財産の活用方法について常に使われていないものは特にどのように活用しようかということを経営の中で議論をされているという状況でありますので、それを一々聞かないで一般的にこうですという今までの古い情報を窓口でお話するというのは少々危険な部分もあると思いますので、問い合わせがあった場合には、必ずその時点で所有者の方に連絡を差し上げて、確認した上で可能であれば情報提供をするということをしております。

○中村（吉宏）委員

所有者がわかった段階で、その旨の確認を先に市役所でしておけば、窓口に来た方に対して情報開示できないの判断を含めてスムーズに速やかにできる話ではないのでしょうか。何かどうも時間のコストを、利用したいですとか検討している市民に押しつけてくるようなイメージがあるのですけれども、もう少しこの活用の仕方を考えていただきたいと思うのですが、御検討いただけないでしょうか。

○建設部長

私どもは、決して情報を隠すとかということでは考えてございません。情報公開条例に基づいて公開できるものにつきましては公開するというところでございます。先ほどおっしゃった私ども先に企業に聞いても、時々刻々企業でも変わるかもしれませんので、それはその時点において企業にどうですかということになり、個人においてもその時点でどうですということになるかと思っておりますので、概略的に先に聞いておいてすぐに対応できるかどうかということについては私どもでは疑問がございますので、これまでどおり公開できるものについて、若しくは情報提供できるものについては情報を提供するというところで取り組んでまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

刻々と変わる状況の中で都度判断する、先方の発想が変わるという発言がありましたけれども、その中で情報を公開できるものは公開していくと。では、何を基準に公開できる、できないというものを判断できるのでしょうか。公開していいですという企業が、時間の経過によって公開できなくなる可能性もあるので、そういう危険があるから情報開示できないというお話でしたけれども、それでもって事前に公開できるものは公開すると。では、どの部分が公開できるものなのか、刻々と変わる時間の中でそういう変化がないものというのは、では一体どういうもの

なのか、御説明いただけますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

本市のホームページでも公表できる部分は、例えば建物の構造や名称、所在地ですとか、そういう部分については公表しております。

それから、窓口に来て公表するかしないか、その判断につきましては、個人情報の部分ではございますけれども、これは個人情報保護条例等、市のそういう規則、条例等に基づいて判断をするということございまして、窓口に来たからすぐ教えるということにはならなくて、個人情報であれば申請をしていただいて、その上で審査をして、それで可能であるという判断がされれば公開をするということでございます。

○中村（吉宏）委員

最後です。堂々めぐりの質問になってしまうのですが、本当に個人情報の話から先ほど法人に移しました。また個人情報だからという話。法人も個人情報と同じような扱いをするなど、この辺をしっかりとルールといいますか、どういう基準をといるのを明確にさせていただきたいと思います。現に自分もその問い合わせをして迷惑をこうむった一市民だということで認識していますので、ここは何かしっかりとした説明をいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎参与の任用について

議案第 1 号と議案第 22 号にかかわってお聞きします。参与についてです。

代表質問で参与を最初に任用するときに丁寧さに欠けると、そういう問題があるのではないかというのは指摘したとおりなのですが、この指摘に対して、市長が今後の市政運営に当たり心にとどめておきたいという答弁をしています。この点については、手続や決め方を強引に行うと庁内での見解が一致せずに進んでしまうということが今後起き得ますので、やはり注意していただきたいということを踏まえまして質問をいたします。

この間、第 2 回定例会、第 3 回定例会ですけれども、議会議論において、参与について幾つかの問題点が指摘されています。どのような指摘があったと認識しているか整理をして説明してください。

○（総務）秘書課長

第 2 回定例会での議論を総括して、指摘された問題点の認識でございます。4 点ほど認識してございます。

1 点目、手続が急であったこと。規則や予算について庁内においての議論がやや不足していたのではないかとこの点でございます。

2 点目、報酬月額の根拠についての調査が不足していたのではないかとこの点でございます。

3 点目、任用に当たり、その根拠や予算について規則や条例改正を経るべきではないかとこの点でございます。

4 点目、人選そのものに関する点でございます。

これらの点を主な指摘と認識してございます。

○小貫委員

手続が急だという点は先ほど指摘したところでありまして、もう一つの予算と規則がないのではないかという話についても、今回、規則を提案されたということだと思っております。それでまず報酬についてですけれども、代表質問で取り上げたところ、係長職や課長職の半分以下だと、係長職の半分よりも少し多かったですけれども、半分程度という答弁がありました。それで、再質問でフルタイム再任用のケースのときに共済費の事業主負担を含めるとどうかという質問をしましたけれども、この問題について係長職や課長職の分も共済費の事業主負担を含めるとど

うなるのか、含まれていたのかどうか、その辺について説明してください。

○（総務）職員課長

代表質問で申し上げた数字ですけれども、事業主負担分は含まれてございません。

○小貫委員

今、含まれていないということでしたので、その事業主負担を実際に足すとそれぞれ合計幾らになって、参与の年間報酬と比較すると参与の報酬が何パーセントになるのか示してください。

○（総務）職員課長

事業主負担分の額ということですが、超概算ということになりますけれども、お答えさせていただきます。

課長職につきましては、事業主負担分を含めると約851万円、係長職につきましては約761万9,000円程度になるかと思われます。参与の報酬年額が332万4,000円ということですので、課長職との比較では約39パーセント、係長職との比較では約44パーセントということになるかと思われます。

○小貫委員

今回提案の参与の報酬は、いずれも管理職というか係長職と比べても半分以下になってしまうということですが、もう一つ費用弁償についてですけれども、条例では顧問も副市長と同じになっていました。以前、顧問が設置されていた期間に出張などの旅費の支給があったのかどうか、その辺はいかがですか。

○（総務）秘書課長

顧問の出張があったかどうかというこの質問でございますが、平成14年度の山田家正顧問の場合に関して申し上げますと、文書保存規定の保存年限の関係により確認はできませんでしたが、山田家正顧問の場合は、会議等へのオブザーバー出席ということであったため、出張・旅行命令はなかったものと思われます。したがって、旅費の支給はなかったものと認識してございます。

○小貫委員

参与の場合も今のところ副市長と同等とは書いてあるけれども、旅費の支給については予定がないと説明では言っていましたけれども、この辺は今も変わらないのでしょうか。

○（総務）秘書課長

出張等に関しては想定してございません。

○小貫委員

それで、最初に答えていただいた指摘された点について、報酬以外に人選という問題がありました。要は、市長の後援会幹部を参与として任用することがどうなのだという点だったと思うのですけれども、要は後援会幹部の論功行賞ではないかという問題が指摘されてきたわけです。この点については、やはりしっかりしなければいけないと思うのですけれども、私は利益が供与されたかどうかというところが大きな問題になると思うのです。参与が就任したことによって仕事に関連企業や団体に有利に働いたということが実際にあるかどうかということになるかと思うのですが、この点の認識はいかがでしょうか。

○（総務）秘書課長

今の参与が就任したことにより、関連企業や団体に有利に働いたかということに関してでございますけれども、そういう点はないと認識しております。

さらに今後、規則の案について制定する予定でございますが、この部分でも守秘義務を規定するというものになってございます。職務上知り得た情報は一切漏らしてはならないという形で規定する予定でございますので、有利に働くという認識は持ってございません。

○小貫委員

私が今、取り上げたこと以外に後援会幹部が有利になるというか、そのことによって見返りとしてそういうこと

が生まれたのではないかというようなことには、どのような場合が考えられるか、想定していましたらお答えください。

○（総務）秘書課長

論功行賞という形で、一般的には功績を論じ、その程度において賞を与えることということで認識をしていますが、それがそのまま論功行賞と言えるかどうかという部分は、事務担当といたしましては判断できないところでございます。

○小貫委員

それで、森井市長の場合、例えば後援会幹部の団体が市から発注を受けるとか業務委託を受けるという段階では、私は今までの話を聞いていると、問題にはなるようなケースではないと思うのです。これが問題になってしまうと、医師会との契約は全て考え直さなければいけないことになります。

それで、過去はどうだったのかということなのですが、中松前市長の後援会長は商工会議所会頭でした。商工会議所は、現在もいろいろと協力してもらわなければ、やはり小樽市の市政運営というのは成り立ちません。そういう上で、非常に重要なところだと思っていますけれども、過去に協和総合管理株式会社に委託や指定管理者にするということが議題に上がったときに、市長後援会のところだということで問題になったことはあったのでしょうか。

○総務部長

確固たることは申し上げられませんが、私の記憶では、私が議会に出たりして聞いていた範囲ではなかったかと思っています。

○小貫委員

私が考えるのは、後援会幹部がそういうところについてではなく、先ほど秘書課長から答弁がありましたように、具体的にそのことによって情報を漏らしたり、そういうことによって関係する機関に税金が不当に流れるということがあった場合、これは問題になると思いますので、これについては、ぜひ今後そのようなことが起きないようにしていただきたいという要望を申し上げます。

それで、もう一点追加で話しますけれども、私が代表質問で取り上げたのですが、今、結局、庁内がしっかりまとめ上げられているかどうかということが市政運営にとって非常に重要なところに来ていると思います。正直、森井市長の下で一枚岩となっているのかと考えると、議会側から見ていろいろ疑問符がつく部分があります。

そこで、地方公務員法の下で全体の奉仕者として、公務員として要は上司の命令に従うのだと、そういうくだりがありますけれども、その部分について紹介していただけますか。

○（総務）職員課長

法令上の上司の職務命令に従う義務ということだと思いますが、地方公務員法第32条のことかと思いますが、読ませていただきますが、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされております。

○小貫委員

要は、法令に反しない限り、若しくは全体の公共の利益に反しないところで皆さん、まとまりましょうという話だと思うのです。それで、代表質問で市長に、職員の全体の奉仕者というところに火をともし、やはり団結して頑張ろうという姿勢が私は必要だと思ひまして、今回の参与の件も含めて、今後、しっかり庁内で、丁寧に、いろいろと議論をして進めていったほうが良いと思います。こうやって私は、応援しているかのように見えますけれども、恐らく共産党が一番議案に対して反対が多くなると思います。

しかし、24年間、相乗りの市政を打ち破った主権者の実行行使というのは、私は大変大きいものがあると思っています。もちろん白紙委任をしたわけではありませんけれども、先ほど山田委員から資質の問題というのが出されました。私は、恐らくこれは今の森井市政を続ける中で、4年後に主権者である市民がしっかりと決断を下すこと

になると思います。そういう立場で今る議会からも問題点が指摘されていますけれども、その点を十分に真摯に受け止め、そして議会側もやはり真摯にどういう点が問題なのかということを受け止めて、お互いやはり協力して私たちとしては進めていきたいし、市長サイドとしてもそのようなことで庁内一致団結して頑張っていたいだきたいと思っておりますけれども、これについていかがですか。

○市長

今、改めてお話を受けまして、私自身、先ほども第 2 回定例会の話をさせていただきましたけれども、未熟な部分もあったと感じているところがございます。その未熟な部分を皆様から御指摘、または御指導いただきながらそれをしっかり改善し、市民の皆様の期待に応えるべく首長としての役目をしっかり果たしてまいりたいと思っております。そして、それとともに、この小樽市役所という行政の中で働かれている職員の方々にも、私自身も先ほど話をさせていただいた成長させていただきながら、職員とともに私自身の理念や又は市民の皆様の思いをあわせて共有し、その期待に応えられるよう職場の中でもさまざまな場面で議論や庁内における制度設計等しっかり一緒に取り組んでまいりたい、そのように感じております。

○小貫委員

◎マイナンバーについて

次に、補正予算の絡みと議案第 20 号、第 21 号、第 23 号、第 24 号のマイナンバーに関する条例案についてお聞きしたいと思います。

代表質問の後も、いろいろマイナンバーについての不安の声が新聞報道に載っています。消費税を増税するのにマイナンバーで還付すると、そういう案まで出てきていると、実施前から拡大を考えていると。消費税で還付するという話を見て、市場の人は困るだろうと。南樽市場に行ってレシートもなく買い物をするわけですが、今度はそこで買い物するには機械を導入しないと買い物できない、そういう事態にまでなってしまうと。そんな手間をかけるぐらいなら増税などしなければいいのではないかと私たちは思うわけです。

少し話がそれましたけれども、代表質問で市長はマイナンバーの危険性について、端的に言えば被害は起こり得るけれども保護措置でリスクの軽減が図られるということでしたが、マイナンバーのメリットについて、小樽市としてのメリットと市民のメリットをどのように押さえているかお答えください。

○（総務）津田主幹

まず、市のメリットですけれども、現在、市が他の行政機関ですとか地方公共団体、こういうところに個人情報を照会したり回答をもらったりする場合、現在のやり方は公文書を郵送でやりとりしております。これが、マイナンバー制度の導入後はネットワークを通じて照会、回答を行うことになります。これによって、事務の省力化といえますか、効率化が図られるものと考えております。

それから、市民の皆さんのメリットとしましては、社会保障関係の手続をするときに、例えば住民票の写しですとか、あるいは所得証明などを申請書に添付する必要がある、そういう手続があるのですが、マイナンバー制度の導入によりまして、これらの添付書類が省略できると、そうすると市民の皆さんの負担も軽減されるというふうに考えております。

○小貫委員

今、手続の点をメリットとして挙げましたけれども、手続の簡略化のために情報が流出する危険が増えるというのであれば、これは大問題だと私は思います。通知カードについてお聞きします。戻ってきた場合、小樽市で本人に届けたいという答弁でありました。問題は、届けようと思ったけれども、結局届けきれなかったという場合、このカードはどうなるのか、住民票との関係ではどうなるのか、この辺についていかがですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

届けきれなかった場合の通知カードがどうなるのかという御質問ですけれども、国の示す通知カード及び個人番

号カードの交付等に関する事務処理要領というのがございまして、これに従って処理していくことになります。この要領の中では、本人に届ききれなかった場合については、3 か月経過後に本市において破棄することになるということになっております。

また、住民票についてのかかわりということでございますけれども、本人に通知カードが届かなかったことをもって住民票から削除されるということとはございません。

○小貫委員

3 か月で破棄するということですが、そうすると住民票は残るけれども、通知カードはないという人が生まれてくると思うのですが、こういった人たちが通知番号を知らないで暮らしていけるのかどうか、その辺はいかがですか。

○（総務）津田主幹

通知カードが手元にない場合、自分の個人番号がわからない場合ということですが、通知カードにつきましては再発行という手続があります。このほか自分の個人番号を知る方法としては、個人番号を印字された住民票をとっていただくという方法がありますので、これらの手続によって自分の個人番号を知ることができるというふうになっております。

○小貫委員

それは、要するに自分に番号が振られているとわかって、必要だと思って申請に来た人たちだと思うのですが、普通に暮らしていて通知カードが来なかったと、それで何もなくて普通に暮らしていけるのでしょうか。

○（総務）津田主幹

個人番号は、現在のところ行政手続、社会保障、税、それから災害対策分野ですけれども、これらの分野の行政手続において必要とされる番号ですので、これらの手続をするときに自分の番号がわからないと手続に支障が出る可能性があるのです。このときに再発行手続ですとか住民票をとっていただくなどしていただけるとよろしいと思います。

○小貫委員

それで、市内の企業についてですけれども、1 点だけ。自治体の場合は国庫補助や交付税措置があるというのは、この間、答弁でいただいているのですが、この場合、企業というのは、そういった財源措置というのは一切なく進めるということによろしいのでしょうか。

○（総務）津田主幹

事業者に対する国の金銭的な措置と申しますか、そういうものについては、現在のところそのような情報はございません。

○小貫委員

それで、財源との関係で、今度は自治体のほうに行きますけれども、システムに関連して答弁では国の想定する事業の事業費については財政措置されると。それを除く市の負担分は交付税措置が予定されているということで、予定されているという表現で答弁がありました。システム整備は、既にいろいろと進められている中で、交付税措置が予定だという段階では、財源が明確ではないということにならないのだろうかということの問題ではないかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○（総務）津田主幹

国が交付税措置をすると言っているのですが、番号制度に対するシステム対応というのは、やはり終わりが決まっているものですから、どうしてもやっつけていかなければならないので、国が交付税措置をすると言っていますので、されるものという前提で整備を進めていかなければならないというふうに考えております。

○小貫委員

その辺は財政部としては何か情報はないのですか。

○（財政）財政課長

普通交付税においては、今のところ算定されておりますが、特別交付税につきましては3月の交付ということになりますので、まだ明確なものはお出しておりません。

○小貫委員

国はきちんと交付税措置をしますというけれども、明確ではないというのが今の段階だということで、非常に困るところですが、システム構築以外にどのような事務が増えて、その経費についてはどうなるのか、これについてはいかがですか。

○（総務）津田主幹

代表質問での答弁と重複するところがあると思うのですが、マイナンバー制度の導入によりまして、今後、市町村として増えていくもの、これはやはり通知カード、それから個人番号カードの発行事務ということになります。これが今後ずっと続いていくことになると思います。

それで、代表質問のときにお示しいただいた来年度の経費、参考額として示されたものなのですけれども、それのほかといいますか、それ以降のものについては、現在のところ、やはり具体的なものは示されておりません。

○小貫委員

要は、発行事務以外はどういう事務が増えるのかということもわからないけれども、それに対する財政措置も、現在、不明確だということだと思います。

それで、議案第20号ですけれども、個人情報の関係の条例ですが、ここに記載されている特定個人情報というものは、小樽市においてどの程度になるのかお示してください。

○（総務）総務課長

特定個人情報がどれぐらいになるのかという御質問でございますけれども、現時点では番号の利用事務について、国の法令等が整備中でございまして、番号を利用する事務の詳細はまだ決まっておきませんので、どれぐらいになるかは現時点では不明でございます。

○小貫委員

しかし、今、もう事業として進められようとして条例も提案されているのだけれども、今、不明ということで進めるのですか、それでいいと思っているのですか、確認します。

○（総務）総務課長

詳細は決まっていないということですが、大体の数としましては、ファイルの数で30ぐらいではないかというふうに考えています。

○小貫委員

それで、第11条の2で新たに加えられる部分ですけれども、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない」とあって、これ以外にも第2項の規定で「利用目的以外の目的に保有特定個人情報を自ら利用することができる」と、書いてあるのですが、これについて内容を詳しく具体的に説明してください。

○（総務）総務課長

第2項におきましては、例外の部分を書いてありますけれども、「実施機関は人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的に保有特定個人情報を自ら利用することができる」となっております。具体的な例といたしましては、例えば事故とかで意識不明の方がいらっしやるとして、緊急の治療をしなければならないと、そういったときに個人番

号を使うことができると、そういう一例としてですけれども、そういうことが考えられると思っております。

○小貫委員

今のケースですと、事故の場合、どこがそのように判断するのですか。

○（総務）総務課長

それぞれの実施機関において判断するということになって思っています。

（「その実施機関というのが具体的にはどこになるのですか、このケースの場合」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

実施機関というのは、私どもの情報でしたら小樽市ということになります。

○小貫委員

今、緊急の事故で治療を受けなければいけないということで保有している情報をお知らせくださいと、それを小樽市に言ってくるということですが、それは誰が言ってくるのですか。提案されている条例ですけれども。

○総務部次長

今、総務課長の例を引きますと、治療する場合ですから、医療機関などから市長宛てに、実施機関である市長に対して問い合わせがあったという形になると想定しております。

○小貫委員

つまり救急車で運ばれましたと。個人番号が手元にありましたと。この人の情報について急を要するので市役所に対して、済みませんけれども情報をいただけませんかというお願いがあって、それで提供されるということでしょうか。

○総務部次長

私どもはそのような形の想定だというふうに思っております。

○小貫委員

次に第11条の3について、番号法第19条各号にということで、番号法第19条には14号にわたって記載されていますけれども、具体的にどういうケースなのか、これも説明してください。

○（総務）総務課長

14号ございますけれども、主なものとしたしましては、個人番号の利用事務ですとか、個人番号の関係事務の処理に必要な範囲内で提供する場合、あとは地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携ですとか地方税の連携の場合、それから条例で定めた場合ですけれども、同一地方公共団体内の機関内の提供、それから先ほどもありましたけれども、生命、身体又は財産の保護のため必要があり本人の同意があるか又は同意を得ることが困難である場合といった場合でございます。

○小貫委員

それで、番号法第19条第14号の意味が読んでいてわからないのですが、これについて説明していただけますか。

○（総務）総務課長

第14号でございますけれども、第13号までに掲げる場合のほかに国の第三者機関でございます特定個人情報保護委員会の規則で定められたものについても特定個人情報の第三者に対する提供が行えるとされております。具体的には、条例に基づき個人番号を利用している事務について、必要な限度で特定個人情報を提供する場合ですとか、一度限りの特定個人情報の提供で特定個人情報を使える場合の別表がございますけれども、そういうものに規定する必要性が乏しい場合というふうなことになってございます。

○小貫委員

法文上の文脈だけではなく、具体的にこういうケースが考えられますというのを説明していただかないとイメージが湧かないのですが、今、条例に基づきという部分がありましたけれども、それは小樽市の場合、具体的にどう

ということなのですか。

○（総務）津田主幹

条例に基づく事務というのは、いわゆる個人番号を独自利用する場合のことを指します。この独自利用について第三者に提供できる場合というのは、特定個人情報保護委員会規則で定めなければならないのですけれども、今のところ小樽市は独自利用を予定しておりませんので該当するものはありません。

○小貫委員

もう一つが、1度限りうんぬんという話がありましたけれども、それは具体的にどういうことですか。

○小貫委員

提案されている条例の内容を聞いているだけの話なのですけれども。そうしましたら、3日目も出ますので、後でお知らせください。

要は、あまりきちんとしたチャートというのができ上がっていないのではないかと思います。

次に、議案第21号について伺いますけれども、第4条に「情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合」と書いてあるのですが、これも具体的に説明していただけますか。

○（総務）津田主幹

個人番号利用事務実施者というのは、事務処理上、個人番号を扱う行政機関ですとか地方公共団体を指すのですけれども、これらの機関が事務処理上必要な個人情報を、情報提供ネットワークを利用して他の機関に照会して回答を得ると、この一連の部分指します。

（「もう少し詳しく。ちょっと済みません、今のだと私、理解できません」と呼ぶ者あり）

条例の趣旨という観点からでいいでしょうか。

（「はい。具体的にちょっと」と呼ぶ者あり）

例えば、小樽市に転入してきた方がいますと。その方の健康保険料を算定するために所得を調べなければならないのですが、転入者ですから、小樽市に所得の情報がないと。その場合は、前住地に対して所得の照会をすることになります。そうすると、この情報提供ネットワークを使って情報を照会して回答が来ましたと。その情報は、例えば国民健康保険であれば国民健康保険のみで使用させなければならない。それを同じ機関内の他の事務、他の部署に渡してはならないというのが、この部分の趣旨です。ですので、例えばその同じ人について他の部署が、あるいは他の事務で前住地から所得を照会しなければならない場合は、情報提供ネットワークを使って前住地に所得を照会してくださいと、機関の中で使い回してはいけませんというのがその趣旨でございます。

○小貫委員

それがたぶん冒頭にメリットとして紹介していただいた部分かと思うのですけれども、要は個人番号で照会すると全てついてくるから、それ以外は使ってはだめですということですか。

○（総務）津田主幹

全てついてくるからといいますか、そもそも事務に必要な情報しか照会できないことになっていますので、必要最低限の情報ということになるのですが、国民健康保険の事務で得た情報というのは、国民健康保険の事務のみで完結してくださいと、それ以外のものに使ってはいけませんということになっていますので、そこを担保するためにこのような規定を設けているというふうになります。

○小貫委員

それで、もう一つが第5条に教育委員会との連携が記されているのですけれども、これについて詳しく説明してください。

○(総務)津田主幹

これは、生活保護の事務で、生活保護受給者は学校保健安全法に基づく医療費の支援が受けられるのですが、生活保護というのは他法優先という原則があるものですから、仮に生活保護受給者が学校保健安全法に基づく医療費の支援を受けられる場合はそちらが優先になります。しかし、誤って生活支援課に医療費の申請が来てしまった場合、それは他法優先ですから学校保健安全法で支給してくださいという調査をするためのやりとりを生活支援課と教育委員会の間ですと。この場合、現在は原課同士で主に文書によるやりとりでやっていると聞いています。

○小貫委員

今までは文書によるやりとりが、文書ではなくネットワークでやるという話になるのですか。

○(総務)津田主幹

その点については、今、検討中なのですが、この第5条の趣旨というのはネットワークに限らず、文書によるやりとりの場合も含まれますので必要があって決めました。

○小貫委員

要は今と変わらないということですよ。

(「そうかもしれないです」と呼ぶ者あり)

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港についてお伺いします。

石狩湾新港の北防波堤延伸工事の関係ですけれども、133億円かけるという話を代表質問で行いました。それについて、やはりそれ以上かかる場合は母体との協議が必要になってくると私は思います。以前、総務常任委員会で、この延伸工事が終わった時点で、島外に移る前に検討する必要があるのではないかとこのことを質問しましたが、やはり財政状況も考えれば、私たちは北防波堤もあれ以上の延伸は必要ないと思っていますけれども、島外の工事がどれほど必要なのかという検証が必要だと思いますが、それについていかがですか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

島外防波堤の整備の必要性についてですけれども、石狩湾新港の港内において必要な静穏度を確保するためには、現時点で北防波堤、それから島外防波堤の両方の整備を着実にしていくことが必要だということでは聞いております。

ただ、今後、整備を進めていく中で、新たな知見ですとか、そのようなことが出される可能性も否定できませんので、社会経済情勢ですとか港湾施設の技術論ですとか、そのような動向も、今後、見据えていく必要があるというふうに思っております。

○小貫委員

港湾計画が改訂されまして、大きく三つの整備事業が進められることになっています。現在、石狩湾新港の整備事業は、もう事実上、北海道開発局主導という形になっている状況です。このまま進めていくと、市の財政負担が増えていく一方だと。一つ一つの事業に対して、しっかり財政と必要性を考えていく必要は私はあると思います。この辺についていかがですか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

事業費と必要性についてということですが、港湾管理上、必要な港湾施設というのはやはり着実に整備していくべきと認識しておりますが、今後は、事業の必要性という部分を適宜確認することと、やはり各母体の財政事情というのがありますので、できる限り効果的、効率的な事業を執行してもらうように要請は行っていきたいと考えております。

○小貫委員

そういう要請をやるのであれば、もう凍結すべきだという要請をしてほしいのですが、そうはなっていないのです。それでこの石狩湾新港の整備事業の負担というのは、管理者である小樽市、北海道、石狩市とそれぞれの負担がありますが、このことによって結局利益を受けているのはどこかといったら札幌の業者なのです。王子エフテックスは江別だし、今、石灰石を取り扱っている太平洋セメントもありますけれども、そのためにマイナス12メートルバスをつくる計画が港湾計画ですが、小樽市は港湾設備のために金は出すけれども、違うところの企業が頑張って利益を上げるために使うという構図になっているのではないかと、私が私としては、もう少し何とかならないのかというところですが、石狩湾新港を使っている背後地の企業というのは、わずか3割というのがもう長期構想検討委員会の中で、これには総務部次長も当時企画政策室長として入っていましたけれども、次長、入っていましたよね、長期構想検討委員会に。

(発言する者あり)

入っていましたけれども、示されている数字ですが、港湾計画改訂による小樽市への経済効果というのはどのように考えているのか、お考えをお示してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

本市への経済効果ということですが、港湾計画は、10年から15年後の港のあるべき姿ということで、港湾施設ですとか土地利用計画を表したものであります。それで、個別の市に対する経済効果を一概に表せるものではないと認識しておりますけれども、整備の効率的・効果的な進展によって物流が活性化して、本市への経済効果が徐々に表れてくるものということでは認識しております。

○小貫委員

あまり当てにならない経済効果の答弁でしたけれども、もう一つが花畔ふ頭のユニットロード貨物、これも代表質問で取り上げました。当初、今回の港湾計画改訂で記載される予定だったのですが、それが変更されて取り上げられなくなりました。その理由も含めて経過を説明してください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

花畔ふ頭のユニットロードの記載の変更理由や経過ですが、当初、石狩湾新港管理組合としては、この計画で内貿定期航路が就航して陸上輸送の効率化が図られるということで、トラックドライバーの不足とか、そういう全道的な物流の課題に対応できると考えておりました。

しかし、最終的には国土交通省港湾局から今回のこの計画改訂の中では、考え方としては理解できるのですが、具体的な施設配置については実際の利用の船舶ですとか航路が見えた段階で見直すべきだというような指摘があったため、平成9年に既に岸壁の整備等は計画に位置づけられておりますので、9年改訂の計画のままという形になりました。

○小貫委員

国土交通省港湾局が少々現実的でないのではないかと、この意見を述べた理由は何か、その辺をもう少し詳しく聞かせてください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

現実的ではないのではないかと、やはり道内には港湾がいろいろあります。小樽港を含め、太平洋側港湾も含め、なかなか貨物量が、今、全体的に横ばい状態か、少なくなっているという中では、今後の動向を見据えるべきだと、もう少し中・長期的な展望で、まずは、この段階ではすぐ計画に位置づけるべきではないのではないかと、この見解が示されたという認識をしております。

○小貫委員

結局、石狩湾新港での内貿コンテナの取扱いが、現在ゼロという中で、最初に計画した量というのが現実的では

ないというところが指摘されたということだと思います。この問題で石狩湾新港の場合は太平洋側航路を想定しているのだという答弁が代表質問でありました。内貿コンテナを扱う道内の港湾で、今、太平洋側航路を担っているのはどこですか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

道内の太平洋側航路の港ですけれども、内貿コンテナ貨物については苫小牧港、室蘭港、それから釧路港が担っているということで認識をしております。

○小貫委員

そういう中で石狩湾新港として太平洋側航路を狙うというのが、本当に道内の港湾との関係も含めて現実的なのかという問題があると思います。そうすると、本当に日本海側に進出してこないのかというところを小樽市としては見ないといけないのではないかとというのが指摘なのですが、結局、日本海側航路について石狩湾新港の場合は、そちらを想定していないから影響はないというのが答弁だったのです。しかし、石狩湾新港で新たにそれに対応できる施設がつかられてしまったと、そうするとどうなるかといったら、これは経済常任委員会でも言いましたが、どこの港を使うかというのは企業が選択することであって、そうしたら放っておいたらその企業が日本海側の航路で運航を始めるということになれば、やはり影響は出てくるのではないですか。これで影響がないということ、若しくは日本海側航路が新たに石狩湾新港でつくられることはないということが言えるのでしょうか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

企業の新港への航路新設を否定できるのかということですが、確かに現時点の計画では新港の背後地の企業ニーズが高いということで必要性は感じておりますが、当然、道内の港湾の動向ですとか物流事情というのは、これからもずっと変化していくとっておりますので、そのときの整備の必要性というものを判断していきたいと思っておりますし、当然、企業ニーズがなくなっていけば整備の必然性も薄れていくということで現段階では認識しております。

○小貫委員

もう少し小樽に目を向けた答弁が欲しいと思うのですが、新たな港湾計画の取扱い計画というのは、平成 40 年代に外貿 900 万トン、内貿 490 万トンの 1,390 万トンを目指すのだと。あと 15 年ほどで現在の 2.6 倍の貨物を石狩湾新港で取り扱うのだというのが今回の港湾計画改訂です。そのために港湾設備の整備を行うと。

これまで代表質問で言ったように、石狩湾新港に港湾設備として 10 年間で 153 億円のお金がかかけられている。どんどん工事が進んでいくと、老朽化対策で今度はこれだけ必要だということが出てくるのだから、今、小樽市として重要なのは、そうやってユニットロード貨物が、今、石狩湾新港では進まないというのであれば、小樽港をきちんと補修して小樽港の積極的活用を進めていきますという答弁があるのが小樽市としての答弁ではないかと私は思うのですが、それについて見解を述べてください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

今、質問のありました維持補修等の老朽化対策といいますか、それに努めて小樽港の積極的な活用をということですが、当然、必要な港湾整備を着実に進めることは大切だとは思っておりますけれども、これからは既存の港湾施設の老朽化が確実に進んでいくということでは認識しております。

今後、小樽港、石狩湾新港のそれぞれの特性がありますので、この特性を生かして過大な二重投資を避けるように両港が連携して効率的な港湾整備、それから維持・管理を進めていくべきということは認識しております。

○小貫委員

それで、小樽港の活用という話をしましたけれども、私は、本来ここで産業港湾部が手を挙げるかと思ったのです。今、石狩湾新港の担当は企画政策室ですけれども、やはり本来港湾ですから、港湾室が担当すべきではないかと思うのですが、その辺の組織改革の検討というのは今後ないのかどうか、これは総務部になるのかどこになるの

か、お聞かせください。

○市長

小貫委員が今、本来答弁すべきは産業港湾部ではなかったか、港湾室ではないかというふうにお話しされているように小樽の中で港湾を2港抱えている中で、それぞれ違う部署で担当しているのが現在かと思います。今後において皆様からそのような御指摘をいただく中で、今、主幹からも答弁がありましたけれども、港湾整備等もこれからより効率的に、また、連携してという話の中で、庁内においても同じように効率的又は連携がより促せるように部署等も含めて考えていかなければならないのかというふうに感じているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎除排雪問題について

除排雪についてお聞きいたします。

代表質問でも質問させていただきましたが、これは市長公約の柱の一つでありますので、質問しきれなかったことを含め、確認の意味もありますが質問させていただきます。

最初に、小樽の除雪の課題についてお聞きします。今までの除排雪体制に何らかの問題があって、このたびの除雪体制の見直しをしたのかという質問をさせていただきましたところ、答弁では幹線道路のガタガタ道、生活路線における除排雪作業の遅れなど多くの課題があるという御答弁でしたが、これ以外に多くということですので、これ以外の課題というのは何があるのか、また、工夫を凝らした除雪とは具体的にどのような除雪をいうのか、これについてお聞きいたします。

○（建設）雪対策課長

これまでの除排雪体制における問題点等についてですけれども、まず課題につきましては、代表質問で市長が答弁しました生活路線における除排雪の遅れ等のほかに、市内における市民に開放している雪堆積場の数、こちらも現在、塩谷から朝里の中央の部分でいきますと3か所ということになっていきますので、こういったところが少し不足しているのではないかとということで考えてございます。

また、工夫を凝らした除雪につきましては、まず基本的に考えてございますのは、排雪量の抑制に向けて生活道路の沿線にございます空き地、こういったものを活用しつつ排雪を抑えた形での除排雪が進められないかというところで考えているところでございます。

○松田委員

今、課題の一つが生活路線における除排雪作業の遅れと答弁されました。要するに生活路線こそ一番大事な視点であります。しかし、それを言いながら路面整正の強化など幹線道路の見直しを中心に除排雪の改善に取り組んでいく、これが除排雪の改善の第一歩と答弁されています。生活路線における除排雪の遅れと言いながら、幹線道路の見直しを中心にとっています。それでは、生活路線に対する今後の方向性についてどのように考えているのか、この点についてお聞きいたします。

○（建設）雪対策課長

生活道路に対する今後の対応についてでございますけれども、まず今年度につきましては幹線道路を中心とした出動基準の見直し、また、路面整正の強化を進めさせていただこうと思っております。

また、生活路線につきましても、市民から多くの声を寄せられているということは私どもも重々認識しているところでございまして、まず今年度は、幹線道路を中心に進めさせていただきますが、今年度の見直しの検証、また、改めて市民の要望、そして今年度から実施いたします除雪の路線調査の調査結果等も踏まえながら、生活路線についての考え方というものも整理し、改善について取り組んでいきたいと思っております。

○松田委員

私も代表質問で言いましたとおり生活道路の除雪については本当に要望もありますので、これについてはしっかりやっていただきたいと思っております。

そこで、岩見沢市に視察に行ったとお聞きいたしましたけれども、どのような視点で視察に行ったのか、岩見沢市を視察先に選んだ理由、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

先日、視察先に岩見沢市を選んだ理由でございますけれども、今年度は、いろいろと除雪体制について、見直しを進めさせていただきますが、市でもこういった業務を行うに当たりまして対策本部の強化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。そういった状況でございます、岩見沢市は、もともと豪雪地というところで全市的な協力体制の下に除雪対策本部を編成し、それに対応されているということを知ってございましたので、その辺のところを特に伺いたく岩見沢市に行ったものでございます。

○松田委員

今、視察に行った理由を聞きましたけれども、視察してきた結果、参考になったもの、また、岩見沢市と比較して小樽の除雪の課題が見えてきたのではないかと思うのですが、比較した結果、小樽における小樽市との比較でどのような課題があるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

まず、岩見沢市に視察に行きまして、そこでいろいろと教えていただいた内容につきまして、まず一つは除雪対策本部のつくり方ということで、除雪につきましては私ども建設部が主にやっています路線除雪のほかに通学路対策ですとか、また、弱者支援という意味合いで福祉の視点も入った中で行っているのが一般的なのですが、これらの対応する職員を一つの対策本部にそれぞれ応援いただいた中で配置して、それぞれ情報交換しながらやっているということを知ってきてございます。これについては、今後いろいろと参考にさせていただきながら関係部局とも相談させていただきながらということになるかと思うのですが、こういうところが私どもにないところかと感じたところでございます。

そのほか参考になった事例としては、岩見沢市はホームページですとかフェイスブック等を使った除雪作業の情報発信を結構やられているようで、岩見沢市は通行止めが多く発生しているということで、こういったところなるべく早めにそういった情報の発信ですとか、そういったことに取り組まれているというところでございます。こういったところにつきましても、我々としては参考になるのではないかとというふうに考えてございます。

○松田委員

それで、今回の小樽市の除雪体制の中で出動基準の見直しがありました。積雪量が15センチメートルから10センチメートルといたしますけれども、この積雪量はどのように計測するのか、例えば15センチメートルから10センチメートルということで、その10センチメートルというのが目分量なのか、それともどこか基本になる場所があって、それが10センチメートルになったらということなのか、また、除雪出動するか否かの判断は誰がするのか判断基準についてお聞きします。

○（建設）雪対策課長

まず、この出動基準の測定の仕方についてでございますけれども、基本的には除雪の出動というのは、おおむね夜の12時前後に出動していくことになります。その時点で見込まれる降雪量を想定した中で出動していくということでございます。一応現地には降雪計みたいなものを置いてはございますけれども、いずれにしても12時の判断のときに予報等いろいろと過去の経験も踏まえてだと思っておりますが、そういったものを総合的に判断して除雪の出動をするというところでございます。

そして、その判断についてですけれども、これにつきましては各ステーションの業務担当者のほうでそういったもろもろの条件等を勘案し、判断して出動していただいているという状況でございます。

○松田委員

ということは、ステーションごとで判断するという事なので、そのステーションでは出動しているけれども、地域によっては出動していない地域もあるということでしょうか。

○（建設）雪対策課長

そのとおりでございます。

○松田委員

それで、一番心配しているのが財源確保です。除排雪問題を充実してほしい反面、財源確保は大丈夫なのか、皆さん心配していることだと思います。単純に計算して、今回の市長の公約実現に係る費用が1億461万円でした。そのため今年度は予算12億8,500万円となりましたが、先日の私の代表質問では、12億8,500万円だけではなく、そのほかにプラスアルファがあるということでした。昨年同様であれば17億1,000万円かかり、そうすると差額が4億2,500万円、そしてまた5年間で最高となれば18億7,000万円ということで、差額が5億8,500万円です。除雪費の場合、天候次第で変わるということで、それも100万円単位ではなくて何千万円、若しくは1億円単位で変わってきます。そしてまた一度こういう除雪体制をやってしまうと、財源がないから今年はやりませんとなった場合に、市民に与える失望感というのは、はかり知れないものがあります。

それで、この除雪予算のために来年度以降の他の政策予算に対する影響はないのかという心配があるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

来年度以降のほかの経費ということですが、歳出につきましては新たなものを含め、さまざまな財政需要があるかと思われませんが、財源には限りがあり、その全てに応えることは難しいものと考えております。来年度の予算編成につきましても、市税や地方交付税の動向、国や道の財源状況などを把握し歳入予算としますが、歳入に見合った歳出が予算の基本原則となりますので、その事業の効果などから優先順位をつけて編成していくことになると思います。

○松田委員

次に、人員、機動力の確保ということで、除雪体制が強化されれば一番問題になってくるのが先ほど言った財源、それから人員、それに見合うだけの人員、機動力が確保できるかと思うのですが、除雪作業の業者というのは1社ではなくて共同企業体で行うと聞いてはございますけれども、これは除雪拠点ごとに企業体を組むのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪拠点を担っていただく業者の方々につきましては、基本的に共同企業体を組んでもらいまして、競争入札により落札された共同企業体はその拠点の業務を行うということでございます。

○委員長

各ステーションで。

○（建設）雪対策課長

それぞれ各ステーションとも共同企業体に担っていただいております。

○松田委員

それでは、ステーションごとに共同企業体が入っているということですが、昨年度の場合で小樽市として全体でどのくらいの業者が参加しているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度、6ステーション体制で除排雪を行ってきておりますけれども、この6ステーションに限定しまして、これに参画していただいた業者数で答えますと、全部で23社になってございます。

○松田委員

23社ということですが、新しい除雪拠点の増設で、オペレーターが5名、業務主任4名の増員が見込まれるという先日の御説明でした。これは若竹・桜地域のことだと思われまますが、8月28日の平成27年度小樽市共同企業体除雪業者入札等参加申請に関する説明会において除雪機械、人員を示しておりますと御説明がございましたが、この入札はいつ行われる予定なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）庶務課長

入札の予定でございますが、現在、御案内しておりますところでは平成27年10月27日を予定しております。

○松田委員

若竹・桜地域に新しく除雪拠点を設けたいということですが、その拠点の場所というのは、もう決まっているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

現在、最後の調整をしているところでございまして、まだ最終的にこの場所というのは決めてございませんけれども、指名競争入札の前には間に合う形で決めていきたいというふうに考えてございます。

○松田委員

それで、第7ステーションができることにより、今まで若竹を担当していた第2ステーション、そして桜を含む第3ステーションは除雪機械、人員が減ることになると思いますが、それはどのようになるのでしょうか。それとも第7ステーションの除雪機械、人員が丸々増加することになるのでしょうか、この人員の件についていかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

従前の第2ステーション、それから第3ステーション、ここに新たに第7ステーションを設けることによる人員の増減についてでございますけれども、基本的には考え方といたしましては、ステーションが一つできることでステーションの例えば業務主任ですとか副業務主任など、そういった管理業務をやられている方々は、そのままステーションが増えることで単純に4名増えることになります。

ただ、機械につきましては、それぞれ今度新たに受け持つ路線延長を想定して機械を配備させていただいておりますので、単純に1ステーションといいたまいますか、これまで例えば第2ステーションで持っていた機械の台数が、そのまま第7ステーションの数になるのではなくて、もともとあった第2ステーション、第3ステーションの機械に今回でいきますと、例えばドーザーが2台増えるですとか、グレーダが1台増えるなど、そのぐらいの台数が増備されるということでございます。

○松田委員

桜・若竹地域というのは、要望が多い地域と聞きました。それが拠点を設けるという理由でもあると聞いておりましたが、6ステーションごとの要望件数、昨年で結構ですからお示ししていただくということと、桜・若竹地域が多いということですので、もし若竹・桜だけの要望件数を押さえていたらお示ししていただきたいと思

ます。

○（建設）雪対策課長

まず、平成26年度のステーション別の市民要望の件数でございますけれども、まず第1ステーションにつきましては452件、それから第2ステーション、こちらは607件、そして第3ステーション997件、第4ステーション193件、第5ステーション512件、第6ステーション545件になってございます。

それで、次にお尋ねのありました若竹・桜に限定した市民の声の数でございますけれども、こちらにつきましては、私どもはステーション単位の集計ということでできてきてございまして、この若竹・桜に限定した押さえ方はしてございませんので、お示しすることはできません。

○松田委員

今お聞きしましたら大体400から500件、第3ステーションが1,000件近いということですが、第4ステーションが193件ということで、かなり少ないのですけれども、この理由というのはありますでしょうか。やはり地域差ということもあると思うのですけれども、この第4ステーションではかなり要望が少ないように思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

第4ステーションの受け持つエリア、これは銭函地域になりますけれども、こちらの件数が少ないというところは、まず一つには降雪量といいたし、市内と比べて銭函というのは比較的降雪量が少ないエリアになってございます。そういったこともございますし、受け持っている路線の延長につきましても、第4ステーションは、第3ステーションですとか第2ステーション、この多いところと比べると比較的少ないという状況もございまして、こういった結果になっているものと思っております。

○松田委員

あと、要望の件数は聞きましたけれども、一番多い要望というのはどういった内容の要望でしょうか、主な要望をお聞かせいただければと思います。

○（建設）雪対策課長

一番多い要望につきましては、除雪作業の要望でございます。

○委員長

もう少し詳しく、除雪作業の中でもどのようなものがあるのですか。

○（建設）雪対策課長

要望については、除雪の依頼、要するに除雪に入ってくださいという要望、また、排雪をしてくださいという要望、また、その作業に伴う苦情とかいろいろあるのですが、私が今、一番多いと説明させていただいたのは、除雪をやってほしいという、そういった苦情でございます。

○松田委員

やはり、除雪をしてほしいという要望が多いということなのですが、それと雪押し場の確保ということで、説明によれば生活道路沿線の雪押し場について、民地の場合、固定資産税の免除など優先措置等を考慮した制度設計について検討を始め、平成28年度から運用を目指すとお聞きしましたが、28年度からということであれば、そろそろ具体化しなければならないと思います。税金のことですから、雪対策課だけで決められることではないと思いますので、税担当者とかの話合いというのはいつごろから始めるのか、この点についてお聞きしたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

雪押し場の制度創設に向けての取組ですけれども、まず1点、この間来、説明させていただいている制度の中の優遇措置、その例示として固定資産税の減免等というふうに説明させていただきましたが、そのほかにも使用料

という形もございますし、この辺も含めてまだ具体的に決めているという状況ではございません。これから、庁内的にも関係する機関と相談させていただきながら、どういう制度が一番いいのかという、まだそういう段階ですので、そういったことを前提として、現在、私どものほうで他都市の情報収集をしている状況ではございまして、今後、大体の方向性が決まりましたら、当然、関係する部局と相談させていただき、制度設計に向けて取り組んでいきたいということでございます。

○松田委員

それで、今後の除雪体制を見直すために除雪路線調査業務というのが新たに入るということで、2か年計画ということで、400万円の予算が計上されておりますが、説明によれば、これは除排雪業務委託料の中にこの400万円が計上されていますけれども、これはどこかに業務を委託して調査するというのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

この除雪路線の調査につきましては、基本的に私ども直営でできるところは直営で少し進め、それでできないところを業務委託するという考え方で今、考えているところでございます。これにつきましては、委託業務として発注、要するに直営でできない部分につきましては、委託業務として発注していきたいというふうに考えてございます。

○松田委員

今、委託するということですが、では、委託先はどのようにして決めるのでしょうか。入札という形で決めるのでしょうか。この委託先を決める方法についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

この業務の委託についてでございますけれども、基本的には土木関係の調査業務ということになりますので、これを遂行できる業者に指名競争入札をかけるということが基本的な考え方だと思っております。

○松田委員

それで、2か年計画の考え方でございますけれども、今年1回調査をして、そしてそれに基づいて施行して、またもう一回行って、最終的に除排雪体制の見直しをするということでしょうか。この2か年計画ということについて説明していただきたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

この路線調査業務を2か年で進める、その各年度の内容の内訳についてでございますけれども、基本的には全体量が、除雪量が多いものですから、それを2か年かけて進めるということでございます。

ただ、その分け方につきましては、例えば区域、市内を2分割してやったほうがいいのか、若しくは路線別に、例えば第2種路線を先行してやるとか、路線別にやったらいいかというのが、今後の考え方として、まず整理しているところでございます。

○松田委員

それから、除雪対策本部の体制を強化するというをお聞きしたのですが、除雪対策本部の今までの業務内容と、担当者を増員するということですが、この体制強化の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

除雪対策本部の強化の具体的な考え方についてでございますけれども、現在、建設部を中心といたしまして、小樽市の除雪対策本部というのを除雪期間中立ち上げて、この中で除排雪の管理を行っているところでございます。

現状は、路線除雪ですとか要するに雪対策課も含めまして道路の除排雪を担っている総務班、それから落雪防止の関係を担っていただいております落雪防止班、それから港湾区域内の道路の除雪を担っていただいております港湾班ということで、大きく三つの体制に分けてそれぞれ職員を張りつけてやっているところでございますけれども、いかんせん実際の市内の路線除雪に携わるところでいきますと、私どもの雪対策課の職員が中心で現場を管理して

いるという状況でございます、昨年度は課長以下含めて 5 名でやっていたという状況でございます。それに対しましてステーションは六つあり、雪堆積場も全部で市内 12 か所あるという中で、雪も多かったこともありますが、なかなか手が回っていかないという状況もございます。特に今年いろいろと見直しをかけるということもございませぬし、市長からも現場をきちんと管理して、工夫を凝らした除雪を進めてほしいという話もありますので、基本的には各ステーションに 1 人、ですから今回 7 ステーションになりますが、この業務を担当する人間としては、まず 7 人が増えて、あと雪堆積場ということで 8 人ぐらい、ですから今よりは増員させた中で何とか対応していきたいということで、今、内部で検討しているところでございます。

○松田委員

あと、雪堆積場の増設と予算計上の考え方ということで代表質問でさせていただきましたけれども、説明によれば、雪堆積場を増設しても予算の増加にはつながらない。それは、排雪に係る経費の節減額が施設に係る経費を上回ることになるので予算計上しなかったということですが、雪堆積場を一つ増やすと管理経費というのはどのくらいかかるのでしょうか。

それから、雪堆積場を増やすことによって排雪経費はどのくらい軽減されるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、雪堆積場に関係して二つ御質問がありまして、まず、開設するとどのぐらいの経費がかかるかということですが、雪堆積場につきましては、市民に開放しているところと道路管理者に限定した雪堆積場がございまして、市民に開放しているところは、常時安全管理委員をつけるということもありまして、過去の 5 か年の平均で考えますと大体 1,700 万円かかってございます。

それに対しまして、道路管理者に限定している雪堆積場ですが、こちらにつきましては過去 5 か年の平均で試算しますと約 700 万円という金額がかかってございます。

それと 2 点目の御質問で排雪の費用がどれだけ下がるかというお尋ねだと思いますが、これについては場所を特定している最中で、その場所を決めてからの試算になりますけれども、基本的には現在、市内の各エリアの中で排雪運搬距離が長くなっているところが何か所かございます。そういったところで近隣に雪堆積場を設けることで運搬距離を例えば 1 キロメートルなり 2 キロメートルなり下げていきたいと考えていまして、そうすることによって排雪費自体が下がってくるのではないかというのが基本的な考え方ですが、その金額が幾らになるかというのは、まだ具体的な場所を特定して試算していませんので、この場ではお示しできないということで御了解いただきたいと思っております。

○松田委員

あと、除雪の要望というのは、本当に皆さん要望されると思うのですが、それに引きかえ今度、予算の軽減と、自己責任で除雪をしていかなければならない部分もあると思うのですけれども、そこで例えば除雪機器を購入するときに助成金を出すとか融雪設備の補助金など、そのほか自己責任でやっている方についての補助金だとか、そういった意味での何か考えていることというのはありますでしょうか。

それと、岩見沢市と同様に豪雪地帯の深川市では、市民のための除雪専門の相談窓口を開設していると聞いておりますけれども、この点について小樽ではどのような考えがあるか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

市民の自己責任というお尋ねですが、市民との協働という視点での取組ということで答弁させていただきますが、今、御提案のあったこういった機械の補助というの、やはり検討する対象にはなるのかというふうに考えています。

ただ、私どもは、現在、砂まきボランティアという形で市民との協働という形での取組をさせていただいており

ますけれども、このほかに先ほど来、話が出ております雪押し場、これも市民から提供していただくということで、こうした市民との連携、こうしたものを少しずつ図っていくと。また、ボランティア除雪というところも、取り組んでいる市町村もあるみたいなので、そういったものについても今後考えていきたいというところがございます。いずれにいたしましても、この連携という視点は大事な視点だと思っておりますので、他都市の事例を見ながらまずは検討していくという考え方でございます。

それと、深川市でやられているということで、今、例示いただきました窓口の件でございますけれども、これにつきましては、私どもは今年度から除雪対策本部の強化を図るということで今、考えてございますけれども、今後、そういった体制の強化の中でどういったことが一番市民のサービスに直結するのかということも考えながら対応を考えていきたいと思っております。

○松田委員

本当に除雪弱者への取組というのが大事になってくる。小樽市の場合、高齢化が進んでおりますので、除雪弱者への取組もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○齊藤委員

◎平成27年度の除雪について

私からも除雪に関して平成27年度の除雪費の考え方、「平成27年度の除雪費については、これまで同様穏やかな気象、降雪量おおむね5メートルを想定し、従前からの除排雪業務のほか、市長公約にかかわる事項について年度から以下の方針で予算計上した」という、8月20日付けの建設部雪対策課の資料に関連して何点か議論させていただきたいと思っております。

まず、今もありましたけれども、出勤基準の関係、それから路面整正、これはいわゆるバス路線とか第1種、第2種路線にかかわる大きな道路の話ですが、出勤基準の見直しに関しては7,500万円、それから路面整正、ガタガタ路面の解消については2,000万円ということで合計1億円近い、9,500万円の予算が投じられるわけです。生活道路と幹線道路、どちらが市民にとって切実だということ言えば、我々は、むしろ生活道路ではないかという観点を持っているのですけれども、こういう主要幹線道路についての出勤基準の見直しだとか路面整正、これに9,500万円というお金が投じられるということを考えたら、むしろこういう幹線道路、路面整正とか出勤基準を見直されて何回も除雪するということになる道路脇にどんどん雪山が増えていく。むしろ大きな道路についての市民の要望というのは排雪をやってくれと、もう道が狭くて車が交差できないのだということの苦情が非常に多いわけです。そうすると、路面整正とか出勤基準の見直しでかき分け除雪をどんどんやります、やったはいいいけれども雪山が増えて、この排雪はどうなのだというところが非常に問題になると思うのです。むしろ私は9,500万円、約1億円近いお金を投じるのであれば排雪の回数を、これはお金がかかるのです、排雪というのは大変お金のかかる仕事で、この排雪にもう少しそのお金を回すべきなのではないか、そういう市民の要望から考えたら、これは一つあるのですけれども、雪対策課ではどのように考えていますか。

○（建設）雪対策課長

今回の見直しに関係します中で生活路線の内容をもう少し強化したほうがいいのではないか、若しくは排雪作業を進めたらという御質問でございますけれども、まず今年度につきましては、先ほど来、答弁させていただいておりますが、まず幹線道路についてもやはり交通障害等いろいろと発生してございますので、幹線道路を中心にまず取り組ませていただくということでございます。

ただ、先ほど松田委員にも答弁させていただきましたが、生活道路の重要性というところも私どもは重々認識しているところでございまして、このままにするというわけではございません。ただ、まずはとりあえず今年の除排雪の改善を進めていく中で、いろいろと検証し、また、市民要望も改めて整理し、そして先ほど来説明させていただ

だいている路線調査の内容等も活用して、そういった生活道路も含めた除雪の改善について検討していきたいというところでございます。

それと、1種、2種路線に関しまして排雪という御質問がございましたが、例えば今回の2種路線の基準見直しに伴いまして、今、委員の御指摘のとおり雪山が増えるという状況でございますので、この予算計上させていただいた出勤基準で言いますと、7,500万円の金額を計上させていただいておりますけれども、この中にも一定程度の排雪を見込んでございます。

また、1種路線の路面整正についても予算で3回程度増やすということで説明させていただいておりますが、こういった回数を増やしますと、やはり道路が少し狭くなるということもございまして、拡幅除雪というものもあわせて見込ませていただいております。これで全て万全な対応ができるかということになりますと、なかなか言いきれない部分もありますけれども、それぞれ2種路線については排雪、また、1種路線についても拡幅等、同時に予算計上しながら対応は図っているというところでございます。

○齊藤委員

私が最初に言ったのは生活路線か幹線道路かといったら、どちらかといえば生活道路のほうではないかと。幹線道路に限って見れば、いわゆる路面整正などよりも排雪に力を入れなければならないのではないかと、そういう順序で言ったのですけれども、いずれにしても拡幅除雪あるいは排雪という部分を出動すればするほど山が大きくなるということですので、ぜひ市民の立場に立って排雪とか道幅の確保ということをこの幹線道路については力を入れていただきたいと思っております。

それと、除雪拠点を増やす件ですけれども、4番目に除雪拠点の見直し、増設とありまして、除雪拠点の単なる増設ではないのです、見直しというのもあって、前段「各除雪拠点の機動力の向上及び作業量の均衡を目指し」というところがあるのですが、いわゆる除雪ステーション、現在第1ステーションから第6ステーションまで、今年度はさらに第7ステーションが増えるという話ですけれども、第1ステーションから第6ステーションまでそれぞれに特徴があって、それぞれまちの中だとか山の中だとか勾配があるとかないとかいろいろな特徴があって、これを作業量の均衡とって均衡するのかなど、均衡させなければならないものなのかという基本的な疑問があるので、ステーションごとというのはそれぞれ特徴があってやらなければならないことがいろいろ違うのだから、あえて均衡させることが必要なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪拠点の見直しに関係します、その作業量の均衡についてのお尋ねでございますけれども、まず私も現状の各ステーションで受け持っている路線延長ですとか、また、ステーション単位で山合いのステーションと先ほど少し話をさせていただきましたが、銭函ですとか海側のステーションですと、やはり降雪状況等も違います。そういった中で基本的には、受け持つ路線延長等を見ながら各ステーションの大きさというのを今までも決めてきた経緯があるかと思うのですが、今、委員がおっしゃるとおり路線によって勾配もあったり、また、沿道の条件等によって除雪作業がしづらい場所など、いろいろございます。こういったことで現在ステーションの中で若干遅れが出ているステーションですとか、そういったむらも出ているのかなというふうに今考えてございまして、これから現場管理も評価させていただき、また、路線調査もやらせていただいた中で、改めて各ステーションの持っている路線の作業の難易度といたしましうか、そういったものも含めたボリュームというのを1回押さえまして、なるべく市民サービスが平均して行き届くような形で作業の均衡化を図ったほうがいいのではないかとというのが基本的な考え方でございます。そういったことで、作業の均衡化に向けて取り組んでいるというところ です。

○齊藤委員

それぞれのステーションによって特徴的ないろいろなニーズというのがあるわけだから、それに合った作業をやってもらえるようにすればいいのであって、ステーションは広いところもあれば狭いところもあり、いろいろなわ

けですから、その作業量の均衡を目指す必要はないのではないですか。それぞれのステーションごとの特徴に合った適切な除排雪作業をしてもらえばいいのではないかと思うのですけれども、均衡化を目指すという意味が何かよくわからないのですが。

○（建設）雪対策課長

この均衡化の目的ですけれども、例えば例示して説明させていただきますと、各ステーションがそれぞれ同じ機械の台数を持っているとしたときに、言ってしまうと受け持っている路線の作業が同じような時間の中で進めていけるというのが基本的な考え方でございます。現在、ステーションによって機械の台数も若干違う部分もありますし、また、実際に稼働している時間もステーションによって結構違っている状況もございます。この辺がやはり路線延長だけではわからない部分かというふうに思っております。基本的には路線、路線の作業の難易度を含めて、最終的には作業量自体が各ステーションである程度均衡を図っていくと、それぞれのステーションの中にいる人方がサービス水準も同じような形で受けていけるのではないかというのが基本的な考え方です。

○齊藤委員

要するに単位面積とか単位作業距離当たりの作業量が一定になるように、あるステーションでは、すごく作業量が単位当たりすごいもう大変な作業をしていて、ほかのところは比較的楽だとかそういうことがないようにしようという話ですか。

○（建設）雪対策課長

基本的には委員のおっしゃるとおりで、作業の均衡化を図るのが目的でございます。

○齊藤委員

少しわかりました。

それで、今、ステーションを増やすという話になっていますよね。今は見直しのことを聞いたのですけれども、増設という話で、増やすということは、結局、今まで6ステーションでやっていたことを7ステーションでやるというわけですが、それに対する管理経費とか含めた業務委託の総額というのは全体としては増やさないのでよね。頭打ちは同じで、その内訳を6から7に増やすという、そういう考え方なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今回の増設に伴いまして、その業務委託の金額の関係でございますけれども、基本的には作業量自体は6ステーションで想定する作業量、それから7ステーションに分けたときの作業量、これは変えてございませんので、直接の業務委託、作業量から求める費用というのは変わってございません。ただ、6本で今まで出していた業務委託を7本に分けるといふようになりますので、そうすると1本当当たりの業務委託の直接の作業費が下がってきます。そうすると、その分、私どもは諸経費というのを積んで業務委託の設計金額を出しているのですが、その率が上がるものですから、そうしますと7本に分けることによって若干全体の業務委託費が上がるということでございます。そのほかおおむね100万円程度見込んでございますけれども、新しい拠点の事務所の開設費にそのぐらい費用がかかるということで、それ以外の部分の業務内容は変わらないということでございます。

○齊藤委員

パイは一定で作業の総量は変わらないということは、総量に対する業務委託予算も総量的には変わらないと。ただ、個々のステーションに対する管理経費みたいなものは6か所か7か所かによって増えてしまうという理解でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

第2ステーションと第3ステーションに限っての今回見直しですけれども、ここに新たに真ん中に第7ステーションが入ってきます。それで、経費の関係ですけれども、委託費自体としては、若しくは経費という概念でいくと三つになりますので、額としては若干下がるということでございます。ただ、私どもが先ほど御説明させていただ

きましたのは、経費率というところでは上がってきていますので、三つを合わせますと、要するに今までの第 2 ステーション、第 3 ステーションの実際の作業費と経費と今回、増設して第 2 ステーション、第 3 ステーション、第 7 ステーションに分けたときの作業費と経費の合計でいきますと、分けたほうが上がるということでございます。ただし、それぞれのステーションの経費自体の総額は、下がってくるということでございます。

○齊藤委員

個々のステーションの経費は減るけれども、合計すると少し増えるということだと思っておりますが、ステーションを増やすこと、今、第 7 ステーションを桜・若竹地区を増やすということもそれが本当に正しいかどうか、それが有効かどうかというのは、やってみなければわからない部分が結構あると思っております。それも今後の検証だと思いますが、そもそもステーションを増やしたほうが除雪の中身がよくなるのかというのは、ステーションを増やすというと、いわゆるきめ細くなるというふうにも思えるかもしれませんが、第 7 ステーションのところも、もともとやっていないわけではないのです、第 2 ステーションと第 3 ステーションがきちんとやっていた場所ですから。やっていたけれども、そこを分けるとその区域により目が届くということはあると思っておりますが、ただ、全体としてその分、第 7 ステーションを増やした分、小樽全市にわたって除雪の内容が市民にとって、ではどれだけよくなるのかという部分は、相当疑問というか検証する余地は結構あると思っておりますが、この点について聞いて終わりたいと思います。

○（建設）雪対策課長

この拠点の見直しについてでございますけれども、基本的には全市的な見直しを前提に進めていきたいというふうに考えてございます。先ほど来、説明させていただきました各ステーションの作業量とか、かかっている業務費ですとか、市民の声など、そういったものを考えつつ、要するに第 1 ステーションのエリアから第 6 ステーションのエリアまでトータルで見直すというのが基本的な考え方でございます。そういった大きな考え方の中で平成 27 年度につきましては苦情も多く、また、作業量も多いということがございましたので、まず拠点を一つ増設することによりまして、そこのエリアについて受け持つエリアをコンパクトにして、改善につなげていきたいということでございますが、これは全体の見直しの一歩ということで捉えていただきたいということで考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

○小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案について

まず、参与の小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正案その他についてお聞きいたします。

地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号、非常勤職員の参与は分限処分の規定が入っていません。それから懲戒処分、それから服務については規定がなく、条項等で規定することになっております。小樽市参与設置規則案の中では、その辺のところはどうなっているのか、説明してください。

○（総務）秘書課長

小樽市参与設置規則案の部分についてでございますけれども、まずは骨格部分を定めるという形で考えております。設置、職務、委嘱、任期、守秘義務等を考えておりまして、考え方の基本といたしましては、現状の顧問設置規則との整合性を鑑み、骨格的な部分を定めたという形で考えてございます。

○佐々木委員

そういうものを後ほど細かく決めていくということだと思っておりますが、ほかのところや何かをよく見ますと、禁止事項とか解職の規定や何かも載ってました。そういうのも入れていく予定でしょうか。

○(総務)秘書課長

必要な事項は別に定めるといって考えてございます。

○佐々木委員

次に、地方公務員法の規定の趣旨をきちんと参酌して、この報酬については任命者の恣意的な決定はしていかないということについて本会議で御答弁をいただいております。私たちは報酬をただ少なくすれば参与はオーケーかという、そういうわけでもないです。やはりきちんと任命者が恣意的にそういうものを使ったのではないのだと、最初に額ありきではないのだということをはっきりさせていただきたいと思ってお聞きます。

国以外にも他の地方公共団体職員の報酬も考慮するというように地方公務員法でなっておりますけれども、この報酬額を決めるときに他市の参与の規定だとか報酬額などそういうところも調べられましたでしょうか、報酬額等について何か情報があればお示してください。

○(総務)秘書課長

まず、他市の参与の規定でございますけれども、こちらから説明させていただきます。

いわゆる政策アドバイザーとしての参与の規定を設けているところは、千葉県銚子市、石川県金沢市、新潟県魚沼市、京都府舞鶴市、大阪府河内長野市、愛媛県松山市、徳島県徳島市で、これらの都市の参与の規定を参照とさせていただきます。なお、この中には参与を廃止したところも含まれてございます。

他市の参与の報酬額でございますけれども、調査できた部分で答えますと、金沢市は30万円から40万円程度、舞鶴市は54万6,000円程度、徳島市は48万円という形で聞いてございます。

○佐々木委員

額については千差万別、高いところから低いところまで、私が調べましても20万円というところもありますし、10万円というところもありました。そういう中で額だというふうに、いろいろなところがあるということだと思います。

それで、本市の場合どのあたりが、もし参与の報酬として適当なのかというところで見っていきますと、私としては、本会議で松田議員もおっしゃっておられたように、やはり市の再任用制度で考えるべきであると考えております。答弁では、市の再任用制度では一般職の任用しか想定せず、管理職相当の給料表は規定していないから、国の給料表を参考にしたということでした。ということは、管理職相当の給料表を規定していないということは、本市の場合、課長から部長までの再任用はしていないということになるのでしょうか。

○(総務)職員課長

管理職で退職された方を再任用することは可能ということになっておりまして、実際にその制度を活用されている職員はおります。ただ、実際に再任用になったときに管理職としての職責を持つかということになりますと、そうではなくて、皆、補職が解かれまして、係員相当の給与という形で設定しているものでございます。

○佐々木委員

再任用ということで、要は皆さん、同じ報酬でその場合、係員から部長までの間が再任用では、みんな同じ額になるのですという意味だと私は思うのですけれども、それであれば少なくとも参与についても同じように課長で退職された後、同じように参与という役がどうであれ同じくならないのかと、それでなければ部長や課長の皆さん方が納得できないのではないかと思います。そのように考えますと、例えばここで示されていた額は月額27万何がお金だったと思いますけれども、もし、これを小樽市の再任用の報酬額で計算を、たしか働く日数は18.25日ですか、というあれで計算していましたが、小樽市の再任用はフルタイムですから、すると日数が違うと思うので、そういうところも計算に入れてやっていると、月額や年収というのはどれぐらいの額になるか、示していただけますか。

○(総務)秘書課長

フルタイム再任用職員が月額21万2,900円でございます。ざっくりとした形の説明になりますけれども、月額21万2,900円の再任用職員の年収は、期末勤勉手当も含めまして301万2,535円になります。これを日額換算いたしました。日額年間約243日の勤務日数という形でございますので、日額といたしましては1万2,397円という額になります。これを日額1万2,400円という形で置きかえいたしまして、それに勤務平均日数、平均日数といえますか、参与の勤務想定日数の18.25日を掛け合わせましたら、月額22万6,300円という額になります。これに12月を掛け合わせましたら、年額で271万5,600円という年収という形の試算でございます。

○佐々木委員

額で見ますと、月額で比較しても、その間に約5万円の開きが単純にあることとなります。私は、この額がもし参与に報酬として行くのであれば、これが正当な報酬なのではないかと思うのです。その分、5万円上回った現在の報酬というのはどうしても不自然であると、ここの言葉で言うと恣意的な額になってしまうのではないかと考えますが、その辺のところについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○(総務)秘書課長

試算いたしましたところ、提案しております27万7,000円と22万6,300円という形で約5万円の差ということでの委員からの質問だと思います。

まず1点、職責ということで説明させていただきます。現在のフルタイム再任用職員は、いったん定年になりまして、その補職を解かれ、係員という形で勤務するという形で、月額21万2,900円という設定になってございます。

職責という部分を考えまして、参与についてはいわゆる市長直轄のアドバイザーという重責を担っていただくということを踏まえまして、小樽市では、現在、採用しておりませんが、最低レベルの俸給月額と、それに伴う管理職手当相当分をベースといたしまして、1日単価を算出して27万7,000円という額を提案したという形でございます。

○佐々木委員

そちらの御提案にもあった国家公務員の分についても再任用の分ということとは間違いありませんよね。私がお願いしたのは、市の再任用の分ということでお願いしています。どちらが妥当なのかというと、国家公務員というものが、なぜここに出てくるのかやはり疑問は解けないですし、やはり今いらっしゃる、もちろん重責、職責があるのだといっても参与は副市長ではないわけですから、これについては副市長とは同じではないというのは本会議のところでも答弁は何度もいただいています。そうであればやはり部長職以下と同じになると、同じ職責ではないかと理解しています。これについては、私はそのように理解させてもらうということで、これ以上はやりません。

◎除雪について

次に、除雪について伺います。

まず、確認ですけれども、本会議の中で昨年規模の気象条件で市長公約を実行した場合の総額試算というのをを出していただいたのですが、いろいろなやりとりがある中で、きちんと確定した試算の数字をいただいていたものではなかったものから、これについて私が計算をした中では18億3,400万円プラスアルファとなりますが、これでよかったですでしょうか。

○(建設)雪対策課長

昨年度の規模の気象条件で、今年度の市長公約を実施した場合の費用でございますけれども、この費用につきましては、気象条件につきましては、その年により必ずしも同じとは限らないため、今年度と単純な比較というのはなかなか難しいところではあるのですが、基本的に昨年度の状況と比較いたしますと、まず今年度の公約で考えています新たな内容を足す前が17億3,000万円、これに1億400万円を加算して18億3,400万円となるのですが、この加算分についても降雪によって若干変わる要素があるということでプラスアルファということで、委員の今、言っ

ていただいた金額のとおりでございます。

○佐々木委員

今、言っていた試算の中に市長のおっしゃっていた予算削減分のための効率化分というのは、これは含まれているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今の費用の中には、これから私どもが取り組んでまいります除排雪でのいろいろな改善、工夫を凝らした取組というのはまだ見込んでございません。

○佐々木委員

ということは、なぜ組み込まれなかったのかということと、予想される予算削減効果の数字というのは出せなかったのかということもお聞きします。

○（建設）雪対策課長

先ほど来説明させていただいておりますけれども、今年度から体制強化を図っていった中で排雪、特に小樽市の場合は排雪で占める割合が大きいものですから、こういった排雪作業において工夫を凝らしつつ、それを低減する方法はないかというのは、すぐさま取り組んでいきたいというふうには思っております。

ただ、予算をつくるに当たりましては、これがどの辺まで実際に達成できるか不透明なところもあるものですから、これにつきましては、予算はそのまま上げさせていただきまして、実際の取組につきましては、私どもの体制強化をした中で、各ステーションで対応できること、新たに工夫できることについては、今年度から取り組んで低減を図っていくということで考えさせていただいております。

○佐々木委員

また、路線調査のための予算というのも組み込まれてはおりますけれども、これの具体的な使途、内容みたいなものをお聞きします。

○（建設）雪対策課長

除雪路線調査についてのお尋ねでございますけれども、基本的には、先ほど来説明させていただいておりますように業務委託として、これを発注していきたいと考えてございます。

ただ、あくまでもこれは業務委託だけに頼らず、私ども市職員でもできるところは直営で対応し進めていくということでございまして、その内容につきましては市内の道路、除雪路線の対象になっている道路ですけれども、沿道の条件ですとか、若しくは道路そのものの幅員、勾配ですとか、また、さらには空き地、先ほどの沿道条件の繰り返しとなりますが、家屋の張りつき状況、それから空き地の状況ですとか、こういったものを一元に整理して、これを今後の活用の材料にしていくというところでございます。

○佐々木委員

ぜひ、これについては本当に効果が期待されると考えますので実施をお願いしたいですし、その結果についても、ぜひお知らせ願います。

それから、いろいろな除雪方法の工夫や実証実験等についての内容についてお聞きしようと思いましたが、先ほど公明党にいろいろとお聞きしていただいたので、この件については省かせていただきます。

そういうことで、先ほどからずっと伺っていますと、基準緩和や第7ステーションの設置など非常に大幅な変更が今回は今までと比べてあるということで、それに対応するために業者の入札条件というのも大きく変わるのではないか、これによって業者の入札にどのような影響があるのかということについて伺います。

○（建設）雪対策課長

今年度のいろいろな見直しに関係します業者への説明ということでございますけれども、これにつきましては、8月28日に平成27年度の小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請に関する説明会がございまして、この中で今年

の除排雪に係る変更点ですとか、参加要件といたしまして、こういった機械を配備してほしいですとか、そういったことは説明させていただいております。基本的には今回、第 2 ステーション、第 3 ステーションの間に第 7 ステーションを設けますので、このステーション間において機械の変更がございますけれども、それ以外は大きく変わってございませんので、その内容でこの説明会のときに説明をさせていただき、理解していただいたものというふうに考えてございます。

○佐々木委員

結果としては、大きくそのところで入札については変わる影響というのは見られないだろうということですね。

市民の皆様方から非常に声をいただくのですが、このように条件が変わったという中で公正・公平な入札が本当に確保できるのかということで、改めて入札の公平性、公正性が問われていると思いますけれども、その対策は万全でしょうか。

○（建設）庶務課長

入札の対策についてでございますが、入札業務につきましては、厳に公正に業務が処理されることが当然求められる、そういったことでございますので、これまでと同様に業務設計書が含まれる施工伺、それと予定価格書、こういったものが外部の方の目に触れるようなことがないように、保管場所、その管理につきまして厳重に管理を行いまして、入札にかかわる情報管理についても私も含めまして担当職員の適正な執行について徹底を図ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

この除雪の件で最後にお聞きしたいことは、やはり除雪は市民からの本当に強いお願いもありますし、当然これは市民の足の確保のために大事なことであります。ですが、お話を伺ってきても、やはり予算をどこまでも使っても、お金を使っても、夏のようにきれいにしなければならないということではないわけで、やはり青天井では財政破綻を招いてしまうと、何らかの一定の歯止め、リミッターのようなものが必要なのではないかと考えます。

御答弁の中で、除雪について財源はやはり市税、地方交付税、そして歳出については事業効果優先順位をつけて取捨選択をしていくのだと、その中で除雪費用を生んでいくと御答弁をいただいております。そういう中で、やはりこの除雪費について一定の歯止めをかけるとすれば、財政的バランスを明らかに崩してしまわない、そういう範囲にしなければならないということだとか、それから取捨選択するとき本当に必要なものまで削ってしまうということまでは許されないと。やはりほかの必要な市民サービスにしわ寄せが行かないということも大事な点ではないかと、そういう一定の歯止めというか、約束のようなものが必要ではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今後の除雪費の改善、見直しに伴います費用についてでございますけれども、まず原課の取組の立場で説明させていただきますが、まず今年度から、先ほど来説明させていただいております除雪体制の見直しを進めさせていただこうと思っております。今後、まだまだ生活道路も含めましていろいろな課題もございますので、その辺について、また、その改善についても進めていかなければならないという状況でございますが、当然、私どもとしても予算が青天井のようにあるという認識を持ってございませぬので、私どもができる抑制の取組というものも並行で進めながら、そして予算計上していきたいというのが原課の考え方でございます。

○委員長

財政部はどうですか。

○（財政）財政課長

先ほども少し話しましたがけれども、財源には限りがあるものです。また、逆に言いますと除雪費につきましては緊急避難的な措置という点もありますので、そういった形にある程度の額がかかることになると、やはり最低

レベルという形の中で最終的には除雪費を終えられるということも考えなくてはいけないというふうに考えております。

○佐々木委員

除雪費の最低レベルというのは、その費用というのは。

○(財政) 財政課長

要するに今年度につきまして、いくらでも上がってもいいということになりますと、最終的に財源とのかかわり合いも出てきますので、そういった緊急避難的な措置でやらなくてはいけないというものと、状況を考えながら最終的には考えていきたいと思っております。

○佐々木委員

◎おたるドリームビーチについて

次に、おたるドリームビーチについて1点だけお伺いします。

本会議の中でドリームビーチについて、やはり条例が必要ではないかということで話をさせていただきました。それで、小樽市全7か所の海水浴場を覆うこういう条例をつくるというのであれば時間がかかるということだったのですけれども、そこでドリームビーチのみ、若しくは影響のある銭函地域のみの条例というのは制定できないのか、1点だけお聞かせ願います。

○(産業港湾) 観光振興室海谷主幹

ただいまのドリームビーチだけ又は銭函の沿岸だけということでの条例制定につきましては、ドリームビーチ及び銭函海岸だけを選考して条例化することにより条例などが定まっていない他の海水浴場との整合性がとれなくなるものと考えておりますので、代表質問での市長答弁のとおり、少しは時間がかかるかもしれませんが、本市海水浴場の課題等をしっかり整理した上で対応していかなければならないものと考えております。

○佐々木委員

確かにそのところは、神奈川県鎌倉市の例を見ても、どこか一つだけが厳しくてどこかが緩いというところ、緩いところとそういう不法な人たちが全部集まってしまうという状況も出てくるので、やはり統一した条例が必要なのだというところはわかるのです。

ただ、もう一つの考え方としては、小樽市の例えばドリームビーチ以外のほかの地域のところで、それでは現在、条例が本当に必要なのかというところ、いや、自分たちのところでやれていると、今、やれているのに、言ってしまうと、いや、そんなの要らない、余計なお世話だという部分も出てくるのではないかと思います。というのであれば、やはり現在、本当にそういうものが必要なところに、それこそ本当に本当に必要な部分だけに絞った条例をきちんとつくって、そして現在、開設されていない状況から今度開設するときには新たにリセットした状態で始めると、その条例に従って始めるのだということも、かえってあそこの銭函にとってはきっかけとしていいのではないかと考えたものですから、こういう提案をさせていただいたのです。この件については、そういうことで全市のなということもあるでしょうけれども、考えの一つに入れていただいて、今後つくるときは検討課題にさせていただければお願いをして、これで終わります。

◎官製ワーキングプアについて

官製ワーキングプアについて本会議で話をさせていただきました。このところで追加で細かい数字や何かもお伺いしたものですから、それも含めて話を伺います。

まず、代表質問で、市長に、最後に非正規職員の勤務条件には課題もあると認識していただきました。これについては、私はこの質問をしたかいたって非常にうれしく思っております。

ただ、話の中で官製ワーキングプアの定義というか、理解に少し誤りがあったように思うのです。お聞きしますけれども、その中に出てきたのは、報酬単価が民間の賃金水準との比較で決して安くはない。事実としてこのと

ころ数字が出ていましたので、そのところはそうだと思います。次のところですが、パートタイムであるからフルタイムで働いても賃金水準が低いという官製ワーキングプアには該当しないという答弁がありました。フルタイムでないとワーキングプアにはならないのだというようなことで、うちの嘱託員の方はみんなパートタイムで、フルタイムではないですから、そうすると嘱託員には官製ワーキングプアは存在しないということになってしまうのです。そうすると、もっと言うと日本全国、非常勤嘱託員というのは、フルタイムではないので、日本の嘱託員には一人も官製ワーキングプアの人はいないのだということになってしまうのですが、その辺について定義が少し違うのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

ワーキングプアという言葉ですけれども、これはやはり働いても働いても収入が低いという方のことを指している言葉だと考えております。働いても働いてもということ、やはり基本はフルタイムなのかと考えているところで、私どもの嘱託員は週29時間という縛りがございますが、その時間がいいということで初めに応募に来られているという前提もあるというふうには思っています。ちなみに今の嘱託員の単価で言いますと、仮にフルタイムに換算しますと年間で208万円という金額になるということで、週29時間勤務を1週間38時間45分勤務、単価をそれに置きかえて計算しますと、フルタイムだとやはり200万円を超えるようなそういう賃金水準だということで御理解いただきたいと思います。

あと、全国どこでもという話でしたが、小樽市の場合ですと嘱託員については特別職の非常勤ということで、基本的に地方公務員法の適用はございませんので、営利企業等の従事制限がかからないということで、ダブルワークといいますか、そのほかにアルバイトみたいなことをやることは法的には可能ということになっていきます。

ただ、全国的に見ますと、他市では一般職の非常勤職員ということで任用しているという事例もございますので、そうなりますと地方公務員法の縛りがかかりますので、アルバイトもできないということで収入がそれしかない。そうしますと、それで生計を立てているという方がいらっしゃれば、ワーキングプアということはあり得るのかなというふうには思っております。

○佐々木委員

御説明ではわかるのですけれども、嘱託員がみずから望んで来ているのだからそれでいいだろうと。そして、もっと言うと、要は収入が足りないのだったら二つも三つも働けというふうに聞こえてしまって、何か少々冷たさが漂うような。やはり嘱託員の中でそういうことを、先ほど200万円を計算すると超えるという、二百何万円といっても、実質5時間何分という計算で、それを7時間に換算しなければ156万円とかという数字もいただいていた。それから、臨時職員の場合は年収で直して155万円ということで、実際にはそのところ200万円を切っていると。200万円を切るとワーキングプアだという基準を大きく下回っていると思わざるを得ないのです。本当におっしゃるように形としては望んで来られているけれども、この形態でしか働けない方もいらっしゃるのだということも少し、だから私はいろいろな話を市長はじめ皆さんに聞いてほしいということをお願いしていたのです。

一応その問題点をまず指摘させていただいて、次にもう少し具体のところについてお聞きしたいのですけれども、嘱託員の女性と男性の比率についてお伺いしました。臨時職員のことも聞きましたけれども、そうすると嘱託員の女性の比率が非常に高かったのです。その高い理由というのは、どういうところにあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

結果的には任用の結果でございますので、詳しい理由まで突き詰めて調査したことはございません。ただ、一般的に考えられますのが、やはりまず夫婦世帯で夫が仕事をされていて、妻がパートみたいな形で嘱託員として短時間勤務を選んで来られているということが多いのではないかと考えております。

○佐々木委員

そうですね、年齢構成もお聞きしていましたが、もう一回、女性の嘱託員だけで構いません、年齢構成がどのようになっていたか、お聞かせいただけますか。

○(総務)職員課長

8月1日現在の職員での年齢構成ということになりますけれども、まず10代はおりません。20代が4.3パーセント、30代が16.4パーセント、40代が30.4パーセント、50代が32.2パーセント、60代以上ということで16.7パーセントということで女性の嘱託員の比率ということでございます。

○佐々木委員

こうして伺うと、やはり30代、40代、50代、小学生から、それから大学生ぐらいの一番お金がかかるくらいの子供のいらっしゃる子育て世代だと思うのです。ですからおっしゃるように共働きで来られている方もいるかもしれませんが、例えば今、母子家庭、ひとり親家庭の貧困問題が非常にクローズアップされていますけれども、このうちどれぐらいひとり親家庭がいるのかということはもちろんわかりませんよね。

○(総務)職員課長

職員は、例えば扶養手当とか寒冷地手当を支給する関係で世帯の構成を確認させていただくということがございます。ただ、嘱託員の場合は、そういうものがございませんので、家族構成を把握しなければならない理由がそもそもないということで、それについては把握はしてございません。

○佐々木委員

今の世の中、小学校、中学校などのクラスの中でのひとり親家庭の様子などを見ても、私は一定割合ではないかと思うのです。そうした場合、例えば母子家庭の場合、子供を預けてここに働きに来るとなれば、本当に子供を預けてということだとか何だとかということを見ると、やはり非常勤嘱託員をやらざるを得なくて来ている方がいるのではないかと思います。そういうことを考えると、この収入で、年間百五十万円という収入でいくということは本当にづらい方がいらっしゃる、存在するのではないかと私は想像します。実態を調べていませんのでわかりませんが、やはり私は、こういうものをきちんと把握をされることがスタートではないかと思ってやっています。

それで、女性の比率が高いところでもう一つお聞きしたいのですが、嘱託員に産休・育休制度があるのかということ。

それから、その間の給与は正規の方と差はないのかどうか。

それから、その後の復帰、産休・育休からの復帰というのは保障されているのか。

それから、子供の看護休暇というのがありますけれども、これは嘱託員の方もあるのかどうか、この辺についてお示してください。

○(総務)職員課長

まず、産休につきましては、これは労働基準法上の休暇でございますので、産休という制度はございます。ただ、無給ということになっています。

あとは、育休制度と子の看護休暇については制度としては設けてございません。

○佐々木委員

正規職員の場合は子供の看護休暇もありますし、育休のときもあります。そういう差が、やはり先ほどから述べられているようなところの部分で非常にまたつらくなってしまうのではないかなと思います。

それから、本会議のときにお聞きすれば嘱託員が年々増えている状況ですけれども、今後の職員任用の方針、また、この嘱託員等が増え続けていくというような可能性というのはあるのかどうかお伺いします。

○（総務）職員課長

嘱託員の増員ということですがけれども、特に意図的に嘱託員を増やすということではございません。ただ、今回、代表質問のときにも数字でお示ししておりますけれども、今回は特に放課後児童クラブの配置基準が変わった関係で指導員が相当数増員になったというようなことがございます。

あとは、市立病院の新築の関係でも嘱託員が少し増えたという状況がございます。ですから、特に方針としまして嘱託員を増やすということではなくて、あくまでもそのときそのときの必要性に応じて配置しているということで御理解いただきたいと思います。

○佐々木委員

やはりお伺いしてきて、私はいろいろな問題があるように思います。本会議のときには、こういう問題はないという御答弁でしたが、ただ市長はこういう問題を認識されているというふうにお答えいただいたので非常にうれしかったのですが、そういうことであればやはりこういう問題について、今お伺いした中でも法令上のことだとか、奥からも声が聞こえてきましたけれども、私は国にこういうところをきちんと、問題解決の道をきちんと開いていただけるように要請していくことが必要なのではないかなと、やはり市だけでは解決できないと思うのです。市長会で、こういう法制度などについて、きっとこういう問題を話し合われる機会もあると思うのですが、市長には、そういうところで申入れのような形でやっていっていただくような考えがないかどうか、最後にお聞かせください。

○市長

このたびの佐々木委員からの代表質問の中で、改めてこのワーキングプアのお話とともに官製ワーキングプアの御指摘などをいただきました。私もお役目について問もないものですから、ほかの市長の方々とそのような話をまだしたことがないので、今後、市長会として国に対して要望するということは、当然に市長会の意思統一の下で提出することになりますので、他の市長の皆様とその点について機会あるごとに話をしてみて、今後においてどのような形で取り組めるのか、いろいろと考えてみたいと思います。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○中村（岩雄）委員

◎除排雪について

それでは、除排雪について、これまでも委員の皆さんがいろいろ質問しておりますので、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、私なりの視点で確認、そしてお聞きしていきたいと思っております。

まず、除排雪の費用がこの数年上昇した要因についてでありますけれども、要素はいろいろあります、除排雪量が増えたとかコストが上がったなどいろいろあるわけですが、まず除排雪量の内訳から、圧倒的に多いのがやはり排雪経費です、これが5億3,200万円で31.1パーセント。そして、除雪費が3億600万円で17.9パーセントです。これらが多いわけですが、やはりいろいろな工夫を凝らしてこれらをいかに抑えていくかという視点が大切かと思うのですが、一番多い排雪量をいかに技術的に効果的に、市民要望が一番多いのも排雪です。ただ、それを、排雪の要望をまともに受けていたのでは市の予算もあつという間に恐らくパンクしてしまうと思います。ですから、その辺も見ながら、これをいかに抑えていくかということが大切な視点かと思うのですが、この辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

まず、排雪費の抑制に向けた考え方についてでございますけれども、先ほど来答弁させていただいていますが、排雪の抑制に向けて、まず一番効果が上がるだろうと私どもで考えているのが、雪押し場を活用して、そもそも道

路から運搬排雪を出さないということが効果的ではないかというふうに考えているところでございます。今年度からというか、雪押し場の確保に向けて、いろいろと制度設計を含めて検討を進め、何とか来年度の制度運用を目指していきたいということで、今、考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

これまで随分長い間、各時代のそれぞれの市長、そして所管が一生懸命取り組まれてきた小樽市民の要望、苦情が一番多い部分です。これがこの数年の数字を見ますと、経費がうなぎ登りに増えているということ、これはもう過去どの時代もこれだけ急激に増えたということが見当たらなかった。それでは、その要因は一体何なのだろうということ、いろいろ私どもは考えていたわけです。それでお答えの中で、ここ数年の厳しい気象条件により排雪量が増加したことに加え、人件費、機械経費、燃料費の単価の上昇などによるものと分析しているというお答えがありましたけれども、この数年来の厳しい気象条件、降雪量、それから最深積雪深ですか、累積降雪量、この比較でこの数年来増えてきた年度に対比して、累積積雪深、それから累積降雪量、最深積雪深ですね、この数字をお示してください。

○（建設）雪対策課長

今、この5か年の気象条件のお尋ねがありました、申しわけございません、今、私の手元にあるのが過去5か年の降雪量、それから累積積雪深、最大積雪深のデータでございますので、そちらで、答弁させていただきます。まず年間の降雪量になりますけれども、この5か年で言いますと、平成22年度が701センチメートル、23年度が702センチメートル、続きまして24年度が676センチメートル、そして25年度が670センチメートル、最後に26年度が585センチメートルになってございます。

それと、最大積雪深についてですけれども、これも同じように22年度から説明させていただきますが、22年度が133センチメートル、それから23年度が125センチメートル、24年度が155センチメートル、25年度が148センチメートル、そして最後に26年度が140センチメートルでございます。

○中村（岩雄）委員

でこぼこは多少ありますが、それほど経費がかかっているほど累積降雪量が増えているとはどうしても思えないのです。では、その要因として挙げられている人件費、機械経費、燃料費の単価、これはこの数年上昇しているとは言うのですけれども、その数字がありましたら示してください。

○（建設）雪対策課長

主な単価でお答えさせていただきますけれども、まず人件費の関係ですが、今、私が手元に持っているのは平成21年度と26年度の比較になってございますので、この比較で答弁させていただきたいと思います。

まず人件費等につきましては、オペレーター等の特殊運転手、こちらの人件費になりますが、21年度が1万3,600円になります。単位は1人当たり1日当たりになります。

これに対しまして、26年度の値が1万6,300円となっております。それで、上昇率は大体おおむね2割ぐらい単価が上がっているということでございます。

それから、ロードヒーティングの経費にかかわる部分で一番影響が大きい電気料の関係ですけれども、こちらにつきましては、同じく21年度では、単価10.43円だったものが、26年度は17.75円ということで、こちらについては約1.7倍に上がってきているという状況がでございます。

それから、あと機械類の燃料になります軽油についてでございますけれども、こちらにつきましては21年度で1リットル当たり85円だったものが、26年度では1リットル当たり130円というところで、こちらについても、約5割上がってきているという状況で、こういった単価の上昇が近年の除雪費用を押し上げている大きな要因になっているということでございます。

○中村（岩雄）委員

降雪量等は多少でこぼこがあっても、そんなに変わらないという感じがするのです。所管としては、分析として、やはり最終的に経費が除排雪費を押し上げていく要因だという判断でいらっしゃるわけですか。

○（建設）雪対策課長

この5か年の中で除雪費の増大というところで答弁させていただきますと、まず一つは、今、説明させていただいた単価の上昇というのも聞いているのですけれども、5か年のスパンで見えていった場合に、これは私どもが今回いろいろと見直しを進める上で、過去、平成元年度からこれまでの長いスパンの中で降雪の状況というのをいろいろと調べていったわけですが、その中でこの5か年だけを見ますと、基本的にはこの長いスパンの中でも、結構厳しい年が重なってきているという状況にありまして、その中でも22年度から26年度に向けては、やはりだんだん降雪状況が厳しい状況に入ってきているといった状況がございます。要するに長い気象変動の中で除雪費というのは上昇、下降はしますけれども、その中でこの5か年で見ますと、前半よりも後段の24年度、25年度、26年度の気象条件が厳しくなってきているというのが、まず事実としてございます。そういう中であって、単価上昇もあって、近年ずっと右肩上がりの除雪費の上昇が続いたというふうに私どもは分析してございます。

○中村（岩雄）委員

やむを得ない部分はあるかということですが、ただ、この数年、市民の苦情も非常に増えています。ステーションごとのばらつきはありますけれども増えています。市民の感覚の中には、新聞等で見たりして、年間かかっている除排雪の経費が非常にそれだけ増えていると。しかし、ある程度やむを得ない部分はあるけれども、それを換算しても、それを考えても除排雪のグレードが、これも路線だとかステーションでばらつきはありますけれども、非常に不満だと。昨年新聞記事などにも、そういう市民の意識というか、もう不満山積だという事実がやはりあるわけです。実際に転倒してけがをしたというような事例なども載っていました。

このままでいいとは思えないわけです。いろいろな要件があっただけでかさんでいる、厳しい気象条件もあるとはいえ、このままでいいとは思えないと。では、それを解消するために、市民の不満を解消するためには、どういう具体的な手だてを講じていかなければならないかということで、非常に所管をはじめ、これはもう市民は本当に長い冬の期間、悪戦苦闘するわけですので、除排雪を担当する市も非常にその辺を考えていただきながら、今回新しい体制で、その辺を頑張ってみようということだと私は受け止めているのです。ではいかにそれを実際に効果的にこの冬、頑張っていくのだということでお聞きしていきますけれども、除排雪の技術的な面も含めて、やはり改善すべきところは改善していかなければいけないというふうに思うのです。

それで、いろいろな質問の続きになりますけれども、除排雪の改善方について、例えば出動体制を変更する路線は第2種路線ということで答弁いただきましたが、もう少しどのように変更するのか、内容についてもう少し詳しく説明してください。

○（建設）雪対策課長

第2種路線の出動基準の見直しの関係かと思いますが、こちらにつきましては、これは何度か説明させていただいていますが、基本的には出動の基準、今まで第2種路線というのは15センチメートルの降雪が見込まれないと出動しませんという状況だったものを、その条件を引き下げて10センチメートル見込まれる状況になったら出動しますということで考えております。今回、予算でこれに関する費用を上げさせていただきましたが、基本的にはこの除雪の出動回数の増加、それと出動基準を見直しすることによりまして、基本的にはなるべく現地で工夫しながら雪の持っていく場所を確保したいとは思っているのですが、やむを得ない場合には、排雪も多少必要になるというところで、この排雪もセットで予算を積ませていただいているという内容でございます。

○中村（岩雄）委員

まず、そのポイントは第2種路線で、まずは、これを重点的に考えていきたいということで、7回増の20回分計

上しているということですね。

それで、第 2 種路線以外の例えば第 3 種路線、答弁の中に狭隘路線とあります。これは、ほかの議員も、ではその第 3 種路線、生活道路はどうなるのかというところが心配だと思うのですけれども、この対応についてはどのようにお考えでしょうか。これは、やはり皆さんおっしゃるように市民に身近な生活道路です。この生活道路をきめ細かに現状を把握して対応するというのも大切だと思うのです。これをどのように具体的に対応されていくのですか。

○（建設）雪対策課長

生活路線の改善に関するお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては、今年度は幹線道路から除排雪の改善に取り組んでいるということで、まずこれを進めさせていただきまして、この検証結果ですとか改めて市民の要望を整理し、また、先ほど来説明させていただいております除雪路線調査の結果、これらを踏まえて、今後、生活路線についてはどのような形で対応すべきなのかということの検討に入っていきたいというところで考えてございます。

○中村（岩雄）委員

そうですね、一つの狭隘路線の問題を解決するというか、少しでもスムーズに除雪するためには、答弁にもありましたけれども、雪押し場の確保がどうしても必要になってくるだろうと思うのです。ただ、いつの記事だったか最近の記事で、町会長と語る会のときかな、そういう協力要請をしたという経緯があると思うのですけれども、そのときの反応あるいはそれに寄せられた意見などありましたら、紹介してください。

○（建設）雪対策課長

先日の地区連合町会長と市長と語るつどいの中で、私ども雪対策課から、雪押し場の拡充に向けたお願いをいろいろとさせていただいたところでございます。その中で、雪押し場が必要だと言っていて、こういう候補地があるのになぜ使わないのかというような御質問はその場で出ております。ただ、全体を通して私どもが必要だと言っている雪押し場のことにつきましては、御理解をいただいたというふうに思っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

これも新しい除排雪体制の一つのポイントになると思うのです。これをいかに確保していくか、増やしていくかということだと思うのですけれども、これも、なかなか簡単なようで簡単ではないだろうというところがあるかと思えます。

これは、郊外と市街地とでやはり条件がいろいろ違います。同じ空き地でも、郊外では比較的確保しやすいというか、うちの町会でもそうです。やはりそういう空き地がありまして、土地の所有者と交渉すれば、大体すぐにオーケーだったということもあって、今、スムーズに除排雪が行われていますが、これがまち場や市街地だと、なかなか確保するのは簡単ではないと。現在、既にあいているところというのは、もう大体使っています。近所の方で土地の所有者と交渉して置かせてもらっているとか、私の親戚でもありますけれども、高齢者が 2 人亡くなって家屋を解体して空き地になったので、近所の方に、空き地になったから、ここを冬の雪捨場に使ってくださいということで、既に提供していると。そういう中、新たにまち場で住居が混み合っているような場所で、ある一定の条件で確保していくというのはなかなか厳しいだろうとは思いますが、これはやらなければいけないと思うのです。

この雪押し場の条件ですけれども、どれくらいのスペースがあればいいのか、最低限何平方メートルぐらい、1 軒建っていた家屋が解体になって、そのぐらいのスペースがあればいいのか、お願いするに当たってはその辺の説明もされているのではないかと思います。もう一度確認のためにお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

雪押し場の必要な面積についてでございますけれども、基本的には雪というのは台形状に堆積させていただきますの

で、やはりある程度土地の広さがなければ効果が上がらないという部分がございます。最低がどのくらいなのかというと、今この場でこのくらいの面積以上ということは言いきれない状況にないのですが、その場所にもよると思っております。例えば、家屋が密集しているところであれば、それが 1 軒分の土地であってもある程度きいてくるということもございますし、また、わりと広い道路に面している宅地とかで本当にわずかな面積があっても、それだったら総体的にあまり効果が上がらないとかということもございます。ですから、これについては、先ほど説明させていただいております除雪路線調査業務とセットで、その空き地の状況を当てはめながら、この活用方法については考えていけるのかなというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

今は、その提供を待っている状況だと思うのですが、しかし、これは待っていただけでは、なかなかそういう協力は出てこないと思うので、もうこちらから、先ほどの調査の話も、後で少し触れますけれども、そういうときにもう積極的に、先日、地区連合町会長と市長と語るつどいをお願いしたと言いますけれども、いろいろな手だてを講じ、市は、このように求めていますということを市民に周知するというか、そういう方法、手だてを講じていただきたいということなわけです。なおかつ、その条件もあろうかと思えます。これからその辺も詰めると思うのですけれども、こういったメリットもありますというところを市民が目につきやすい、あるいはできるだけ協力しやすい条件を考えて市民にお願いしていくことが必要だと思います。

何か特に具体的な動き、地区連合町会長と市長と語るつどいに限らず、今後、市民に訴える予定などがありましたら、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

この雪押し場の関係で、まずは目につきやすいといいたいまいしょうか、協力の機会というところと、あとは協力しやすいというところだと、これは制度的な部分だということだと思うのですが、この 2 点でお答えさせていただきましても、まずこの機会につきましては、私どもは、これからまた除雪懇談会を開催し、冬の除雪に向かっていく予定でございます。そういった懇談会の場ですとか、また、町会長とまた話をする場があれば、とにかく機会を使って、この後、雪押し場の必要性というのを私どもは訴えていきたいと考えてございます。

また、今年度は、除雪対策本部といいたいまいしょうか、業務管理のほうも少し体制強化ができるというふうに、今、見込んでございますので、職員も雪が降る前に一度、現場に行かせるですとか、そういったことも考えつつ少しでも、本当に一遍に増えるということはなかなか思っていないのですが、まずは、こういった地道な取組が実を結んでいくと思っておりますので、こういった取組を始めていきたいというところでございます。

あと、協力しやすいというところで制度の部分になりますと、こちらについては先ほど説明させていただいておりますが、何らかの優遇措置もセットでこの制度設計をしていくべきだろうというふうに考えてございまして、これについては、来年度からなるべく運用できるように取り組んでまいりたいというところでございます。

○中村（岩雄）委員

では、除排雪の改善の中で、ガタガタ道路の解消についてですけれども、グレーダによる路面整正でできると思うのですが、ガタガタ道路を起こしたときにやはり相当かたいものが起きてきます。それをまともに道路の両側に置いていくと、やはりまた苦情の、あるいは要望の対象になってくると思うのですけれども、できるだけその辺は技術、いろいろな方法によって解消していかなければならないわけですが、答弁の中では、タイヤドーザによる交差点の処理作業あるいはロータリ車による拡幅作業を考えておりますということなのですが、私は、想像がつかないのですけれども、グレーダでガタガタ道路を起こしますよね、そろばん道路を起こしていきますでしょう、そして起こしたものを両側に置いていく。その路面整正の後にタイヤドーザなどで交差点を処理する、それからロータリ車で拡幅していくというところは作業としてどういう手順になってくるのですか、それをわかりやすく説明してください。

○（建設）雪対策課長

この路面整正強化におけますグレーダ、それからタイヤドーザ、ロータリ除雪車の使い方についてでございますけれども、まず路面整正を行っていくときには、今、委員のおっしゃるとおり雪塊が道路脇に出てきます。特にグレーダ自体はずっとその路線を走っていくわけですが、交差点で交差する道路を塞いでしまうという状況になりますので、まずそういった状況について、後ろからタイヤドーザがついていって、交差点の処理を行っていくというのがタイヤドーザの役割でございます。

また、ロータリ車につきましては、今回、路面整正を3回増やして、それを強化するという事で考えてございますが、少なからず3回ぐらい増やしていきますと、やはり道路脇の雪山のところが少し大きくなってきて道路を狭くするだろうということが見込まれますので、3回増やす中で1回程度の拡幅作業をあわせてこの作業の中で見込んだということでございます。

○中村（岩雄）委員

これまで3回程度だったのを4回にするということですよ。今、3回とおっしゃっていましたが、4回に増加させるということでしょう。合計7回にするということですね。

○（建設）雪対策課長

失礼いたしました。4回増やすということでございます。

○中村（岩雄）委員

そうしたら、グレーダでかき分けたものをロータリ車で拡幅作業というのは、それはいわゆるカットか何かでトラックに積んでどこかへ持っていくと、最終的には、排雪するということなのですね。置いたまま3回か4回に一遍はそういうことをするという意味でいいのですね。

○（建設）雪対策課長

この拡幅作業につきましては、ダンプで持っていくというのではなくて、雪山の一部、要するに車道側寄りの部分をロータリで切って、その雪山にさらに載せていくという、そういう作業でございます。

○中村（岩雄）委員

そういういろいろなテクニックを使いながら、ガタガタ道路等の解消に努めていただきたいと思います。

それから、除排雪の雪堆積場の見直し、増設について、これも重複するかと思うのですが、市民が利用できる雪堆積場、今は5か所ありますけれども、この市民が利用できる雪堆積場が1か所利用できなくなるような情報が入っているのですけれども、それは市内のどこで何という雪堆積場なのか、その利用できなくなる理由、そしてそのかわりにどうするのかということですが、その辺を説明していただけますか。

○（建設）雪対策課長

今お尋ねのありました今年度、市民の使える雪堆積場として開設できないというところの話ですけれども、今、5か所ありますが、このうち今まで銭函で開設しておりました御膳水の雪堆積場、こちらが今年度から使えなくなります。これにつきましては、今年の早い時期だったと思いますが、もともとこの土地は北洋銀行が所有されている土地でございまして、そこから私どもが雪堆積場用地としてお借りしていたのですが、この土地が他の民間企業に売却され、なおかつ来年度からその整備に入るということを伺いまして、もう今年度からお貸しできませんということを新たな土地の所有者から言われたわけでございます。

それで、この御膳水での開設はもうできませんので、そのお話をいただいてから私どもはずっとこれまでの間、代替地の確保についてずっと検討をしてきてございます。それで、現在、ここが開設できるというところまでは至ってございませんが、今、私どもが交渉している地権者の方々とも一応9月末若しくは10月の頭ぐらいまでに結論を出すということで進めてございます。今、代替地、個別には名前は言えませんが、2か所ぐらい並行して進めておまして、銭函でなくなるということは市民にとっても大きな御迷惑をかけることとなりますので、何と

か銭函の今の御膳水の近くで開設をしていきたいということで、今、取り組んでいるところでございます。

○中村（岩雄）委員

今、交渉しているのは2か所ですか。

○（建設）雪対策課長

交渉といいましょうか、今、候補を2か所挙げて検討を進めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それが確保できれば1か所増になるということでもいいのですか、今、5か所あるうち開設できなくなるのが1か所だけで、そのための穴埋めに2か所、今、検討していると。そうすると、4か所プラス2か所で6か所になるということですか。

○（建設）雪対策課長

今、2か所を検討させていただいていると言いましたが、これはあくまでも、これまで開設していた銭函の御膳水の代替地と考えていますので、どちらか一つということで全部で5か所を何とか開設したいということでございます。

○中村（岩雄）委員

市民が利用できる雪堆積場の確保もしっかりお願いしたいと思います。

今は市民が利用できる雪堆積場の話ですけれども、これも非常にやはり重要だと思うのですが、道路管理者等に限定した雪堆積場、これもぜひ増やす方向で頑張っていただきたいのですが、これも、今、検討しているところがあると思うのですが、もう少し具体的に候補地などを示していただけませんか。

○（建設）雪対策課長

候補地につきましては、一部民間の土地もございまして、具体的な名称は差し控えさせていただきますけれども、これまで今年度3か所ぐらいの開設を視野に置いて検討を進めてきております。ただ、その中で、つい2週間くらい前でしょうか、先方と調整している最後の打合せの中で一か所が今年度の開設ができないということになりましたので、現在、残った2か所について何とか交渉できないかというところで検討を進めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

そちらのほうは順調にいけば道路管理者等に限定した雪堆積場というのは増えていくということで思ってよろしいわけですね。

先ほど聞き漏らしたのですけれども、雪押し場の確保ですが、現在これは280か所あるわけです。ぜひ、これをできるだけ増やしていただきたいわけですが、目標とする数値みたいなものというのは今あるのですか。例えば280か所プラスアルファでこれだけ増やしていきたいみたいな、これくらいは確保していきたいと、この予算で、この体制でやるからには、これくらい確保していきたいというような具体的な目標箇所数みたいなものはありますか。

○（建設）雪対策課長

現在、具体的な箇所数というのは目標として設定してございませんが、いずれにしても、今、私どもの年間の除雪費というものの中で排雪費というのは、かなりのウエートを占めてございます。そういったものに一定の効果が出るような数、若しくは規模で開設ができたというのが私どもの目標でございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、条件として固定資産税の減免なども考えられているということですが、あるいは使用料として、その内容について、これもできるだけ、もう次のシーズン、冬が迫ってきています。それに向けて、どの辺まで具体的なもので、いつごろ市民に示していけるのかということなのですが、その具体的な内容について、例えばこういう条件で雪押し場に貸してくださいと、そのための条件としてはこういうメリットがありますと。例えば、今、

言ったように固定資産税の減免などもあるかもしれません。このぐらいで貸してくださいみたいな金額。ただ、その期間などもありますよね。ずっと借り続けるのか、あるいはシーズンごと、例えば何か月間の期間限定で借りるのかというようなことによっても、例えば減免額だってあるでしょう。ずっとというよりも限定した期間で算定するのは全然金額が違ってきますでしょう。その辺は具体的にどのように考えていますか。

○（建設）雪対策課長

優遇措置の考え方についてでございますけれども、他都市の事例などを見ますと、雪堆積場として借りている期間、その 1 年、12 か月の中の何か月かというところで減免措置をやっているという事例もございます。これから検討していくことになりますけれども、基本的には借りの期間については、その分、一定程度の迷惑もかけるということもありますし、もし固定資産税の減免案を考えるのであればそういった考え方もあるのかなど。

いずれにしても、まだこれから検討して、まず方法自体もこれからの検討ですので、その辺、制度の中で本人から土地を借りやすい条件をつくっていききたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、最後になりますけれども、2 点ほど伺います。

貸出ダンプ制度のルール違反を聞きました。その改善策を示していただきたいのと、それから体制強化のために新しい、例えばステーションの体制強化などもあります。そのために市長も可能な限り除雪ステーションに赴き、状況把握等に努めてまいりたいと考えておりますと、市長から大変積極的な答弁をいただいたわけですが、その辺の除排雪に対する市長の意気込みと伺いますか、それをぜひ示していただきたいと思っております。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度のルール違反等に対する対策でございますが、これにつきましては、委員が後段、管理体制の強化のお話をされたと思っております。今年度から管理体制を強化いたしまして、その対策を図っていきたくて考えております。

まず、対策強化の具体的な内容でございますが、昨年度までは週 3 回程度、現地を確認してございました。それを今年度から平日は職員 4 名による 2 班体制で、全ての実施箇所を確認するという。それと、休日につきましては、建設部内の管理職 2 名による 1 班体制で実施箇所を確認することを考えております。

それとあと貸出ダンプ制度の件につきましては、これにつきましては庶務課の職員が担当してございますが、この現地確認につきましては非常に多くの職員を必要とするということもございまして、本庁にある建設部内の課の職員の応援をいただきながら、この監視業務を実施してまいりたいというふうに考えております。

○市長

中村岩雄委員をはじめ、皆様からも森井市長の公約として大変重要な施策だろうということで御指摘をいただいているとおりでございまして、今、建設部からも答弁がありましたけれども、職員一丸となってこれに取り組むという、今、そういう体制を整えようとしております。やはり毎年来る、もう雪害に近いような状態ですから、このまちに住んでいる方々が安心して冬でも過ごしていただけるようにするためにも、この職員体制とともに、そのトップである私自身も現場に出向いて、少しでもこの状態を改善できるように取り組んでまいりたい、このような思いと意気込みを持っております。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。